

男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022
(第2次改定)

令和2年3月

三鷹市

男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 第2次改定にあたって

男女という性別に関わらず、だれもが個人として尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、どの人にとっても生きやすい社会を創るための重要な目標です。

国際連合が掲げる「SDGs」においても世界全体で解決に向けて取り組むべき課題として「ジェンダー平等」を掲げており、三鷹市においても、男女平等参画の推進は、子育て、介護、就労、教育をはじめ、あらゆる分野に通底するものであると考えています。

このたび、平成28(2016)年3月に策定した『男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022(第1次改定)』における4年間の取り組みの検証を行うとともに、国や東京都の動向、三鷹市男女平等参画審議会での審議、市民の皆様からの貴重なご意見等を踏まえ、『第4次三鷹市基本計画(第2次改定)』と連動する形で、本行動計画の第2次改定を行いました。

第2次改定では、性を広く人権の一つと捉えた男女平等参画やジェンダー平等の視点を持ち、持続可能な社会を目指すための重要な一歩となるよう、施策の推進を図ります。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行を踏まえ、「三鷹市女性活躍推進計画」を本行動計画に新たに位置付けるとともに、「三鷹市配偶者等暴力対策基本計画」を引き続き本行動計画に位置付けます。働き方改革やライフ・ワーク・バランスのさらなる推進とともに、依然として大きな課題である配偶者等暴力については、児童虐待防止との連携を強化しながら、未然防止と被害者支援に取り組むほか、セクシュアルハラスメントなど就労の場におけるさまざまなハラスメントの防止に取り組めます。さらに、LGBTをはじめとする多様な性に関する理解に向けた取り組みなどの諸施策を推進し、性別等に関わらずだれもが活躍できる社会の実現を目指していきます。

本行動計画の推進には市民の皆様のご理解と実践に向けたご協力が不可欠です。本行動計画の実現のために、多くの市民の皆様が男女平等参画に関心を持っていただき、日常生活の中で活かしていただくことを心から願っています。

令和2(2020)年3月

三鷹市長 河村 孝

「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第2次改定）」

目 次

第1編 総 論

第1部	計画改定の背景	P. 1
第2部	計画改定の考え方	P. 3
第3部	「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第1次改定）」 の達成状況	P. 5
第4部	計画の基本目標と課題	P. 10
第5部	計画の体系	P. 11

第2編 各 論

目標1	男女平等参画のまちづくりの推進	P. 13
目標2	相談体制の充実	P. 15
目標3	人権の尊重とあらゆる暴力の根絶 「三鷹市配偶者等暴力対策基本計画（※1）」	P. 19
目標4	ライフ・ワーク・バランスと女性の活躍の推進 「三鷹市女性活躍推進計画（仮称）（※2）」	P. 35
目標5	あらゆる分野・世代における男女平等参画を支える社会づくり	P. 46
目標6	推進体制の整備	P. 57

参考資料		P. 62
------	--	-------

(※1) 目標3－施策(2)「配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の強化」及び施策(3)「男女平等参画を阻害するさまざまな暴力への対策」を「三鷹市配偶者等暴力対策基本計画」として位置付ける。

(※2) 目標4「ライフ・ワーク・バランスと女性の活躍の推進」全体を「三鷹市女性活躍推進計画（仮称）」として位置付ける。

第1編 総論

第1部 計画改定の背景

男女平等参画については、国際社会において、昭和50(1975)年に国際連合が女性の地位向上を目指して、「国際婦人年」とすることを宣言するとともに、第1回世界女性会議において、各国の法律、経済、政治、社会、文化制度における女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択されました。昭和54(1979)年の第2回世界女性会議にて、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、昭和56(1981)年に発効しました。日本においても、日本国憲法の理念に沿って男女平等参画に関する取り組みが前進しはじめ、昭和60(1985)年に同条約を批准するとともに、男女雇用機会均等法が公布され、平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」(P.63に全文を掲載)が制定されました。この基本法に基づき、男女平等参画に関するさまざまな取り組みがさらに進められ、平成28(2016)年には、女性活躍の取り組みを総合的に推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」(P.73に全文を掲載)の全面施行、令和元(2019)年には、パワーハラスメントを含むハラスメント防止などを規定した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(*1)」が成立しました。

三鷹市においては、昭和56(1981)年に「女性問題懇談会」が発足し、昭和60(1985)年に「婦人行動計画」を策定、昭和63(1988)年に「女性憲章」(P.82に全文を掲載)を制定したほか、市の基本構想、基本計画、行動計画において「男女平等参画社会の実現」を掲げ、平成18(2006)年には「男女平等参画条例」(P.82-83に全文を掲載)を制定し、市全体で男女平等参画社会の実現に向けた事業等に取り組んできました。

こうした取り組みにより男女平等参画は着実に図られてきた一方で、国や市での調査結果によると、いまだ男女の地位が平等になっていないとは言えず、今後も引き続き取り組むべき課題であり、社会情勢の変化等により新たに生じた課題の解消に向けた取り組みも必要となっています。

かつて、高度経済成長期(昭和30(1955)～48(1973)年)において社会全般に浸透した「一定の年齢に達したら結婚すべき」という社会的規範や「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という性別による役割意識が形成され、世帯構成も片働き世帯が多くを占めていました。現在では、社会情勢の変化や男女平等参画意識の浸透などにより、そうした考えに同感しない人が性別を問わず増えており、女性の就業率の上昇や共働き世帯が片働き世帯を大きく上回る状況となりました。しかし、家事・育児・介護等については、依然として女性がより多くの部分を担っており、また、就労の場においては、出産等による離職、賃金格差や管理職比率、セクシュアルハラスメントなども解消されていないなど、現在においても、性別による固定的役割分担意識に起因すると考えられる課題があります。

加えて、配偶者等からの暴力についても引き続き大きな課題です。被害者の多くは女

性であり、近年では子どもの面前で行われる配偶者等からの暴力は、子どもに対する児童虐待であるとされるなど、児童虐待防止の観点からも取り組みの強化が求められています。また、デートDVやJKビジネスなど若年層の女性に向けられた暴力など新たな課題もあります。女性に対する暴力は人権侵害の観点からも大きな課題です。こうした中、持続可能な世界を実現するため、193か国が加盟する国際連合が掲げた国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」において、17の目標のひとつに「ジェンダー平等^(*2)」が設定され、解決すべき国際的な課題として取り上げられているところです。

一方、近年は個人のライフスタイルや価値観が多様化し、働き方改革やライフ・ワーク・バランス、女性がより働きやすい社会に向けた取り組みなどが進んでいます。また、LGBTをはじめとする多様な性についても社会的な関心が高まっています。

このような状況を背景として、男女平等参画に関する施策を考えていくにあたっては、男女という性別だけにとどまらない、これを広く人権として捉えることが求められています。多様な生き方を互いに認め合い、一人ひとりの人権を尊重する姿勢を持ち続けることが不可欠です。しかし、男女という性別によって生じる格差は依然として残っており、進学や就職、家事・育児・介護等の家庭生活などにおいて、無意識に性別によって役割を分けたりするなど、性別による違いが今もなお生じている現状があります。

今回の第2次改定においては、三鷹市男女平等参画条例の基本理念でめざす男女平等参画社会の実現に向けて、まずは性別による格差の解消や配偶者等暴力対策、ライフ・ワーク・バランス、女性活躍の推進などの施策を進めます。さらに、男女平等参画の普及・啓発に引き続き努めるとともに、LGBTをはじめとする多様な性について取り組みを進めていきます。あわせて、三鷹市男女平等参画審議会での議論をはじめとする市民意見を踏まえながら、4年後に行われる次の基本計画及び本行動計画の策定を見据えて、広く「人権」のひとつと捉えた「男女平等参画」のあり方についても検討を進めていきます。

(*1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律…ハラスメント防止に向けて関連5法（①女性活躍推進法②労働施策総合推進法③男女雇用機会均等法④労働者派遣法⑤育児・介護休業法）の改正となっている。

(*2) ジェンダー平等…SDGsでは、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標を掲げている。目標達成に向けて、すべての女性及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃、あらゆる暴力の排除、家事・育児等における労働を労働として認識・評価、政治分野等での意思決定への参加、性と生殖に関する健康及び権利の確保、女性の能力強化、女性のエンパワーメント促進などをターゲットにしている。

第2部 計画改定の考え方

1 計画の目的

市では、「男女平等参画条例」(P.82-83に全文を掲載)を平成18(2006)年4月に制定し、平成24(2012)年3月に「第4次三鷹市基本計画」「男女平等参画に関する三鷹市行動計画2022」をそれぞれ策定しました。

「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」は、条例制定後初めて策定される計画であったことから、従来の計画を継承しつつも、条例の目的と基本理念を反映して策定しました。また、「第4次三鷹市基本計画(第2次改定)」(P.84-86に関連する部分を掲載)にも対応した形で策定しました。

2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する、「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- (2) この計画は、三鷹市男女平等参画条例第11条第1項に規定する、「行動計画」にあたります。
- (3) この計画は、三鷹市男女平等参画条例第11条第2項に規定する、「男女平等参画審議会」の意見を聴いた上で策定したものです。
- (4) この計画における各論の目標3-施策(2)及び(3)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」にあたります。
- (5) この計画における各論の目標4は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)」にあたります。
- (6) この計画は、「第4次三鷹市基本計画」と密接に連動し、同基本計画で掲げる施策を具体的に推進していくための個別計画にあたります。

3 計画の期間

- (1) 計画の期間は、平成23(2011)年度から令和4(2022)年度までとします。なお、「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(第2次改定)」の対象とする期間は、上記計画期間のうち、令和元(2019)年度から令和4(2022)年度までとします。
- (2) この計画は、計画期間を4年毎の3期(前期・中期・後期)に分けた上で、社会経済状況の変化、国の制度及び法令の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

【計画期間（前期・中期・後期）について】

年度（元号）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
年度（西暦）	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
									男女平等参画のための 三鷹市行動計画 2022 (第2次改定)			
	前期				中期				後期			

4 計画改定の基本的な考え方

三鷹市では、平成 18（2006）年 4 月に制定した「三鷹市男女平等参画条例」の基本理念や、平成 28（2016）年 3 月に策定した「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第 1 次改定）」に基づき各施策に取り組んでいますが、時代の変化に伴い、働き方改革や L G B T をはじめとする多様な性への理解に向けた対応など、さまざまな課題等が顕在化しています。

第 2 次改定では、「三鷹市男女平等参画条例」の基本理念を基本としつつ、同行動計画中期 4 年間（平成 27（2015）年度～30（2018）年度）における市の取り組み状況、男女平等参画をめぐる社会情勢の変化や国の制度改正を踏まえるとともに、顕在化している課題等への対応を図るため、各取り組みの充実を図ります。あわせて、第 4 次三鷹市基本計画第 2 次改定と連動、整合を図り下記の視点から計画改定を進めます。

- (1) 「三鷹市男女平等参画条例」並びに「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」に基づく、男女平等参画の総合的な推進及び男女平等参画の市民意識の向上に向けた取り組み
- (2) 配偶者等からの暴力をはじめとする男女平等参画を阻害する暴力の防止と被害者支援の強化
- (3) ライフ・ワーク・バランスと女性の活躍のさらなる推進
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に定める「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」としての位置づけの明確化
- (5) L G B T をはじめとする多様な性への理解・尊重に向けた取り組みの実施

第3部 「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022(第1次改定)」の達成状況

「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 (第1次改定)」(平成 28 (2016) 年 3 月策定) の主要課題の達成状況は、以下のとおりです。

1 「男女平等参画条例」の普及・啓発及び「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 (第1次改定)」の推進

平成 18 (2006) 年 4 月 1 日に制定された「男女平等参画条例」の普及・啓発をめざし、市が作成したリーフレット「条例のあらまし」や市民団体との協働で作成したパンフレット「知ってトクする！三鷹市男女平等参画条例」などを窓口や講座等で引き続き配布し、普及・啓発に努めました。また、「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 (第1次改定)」に規定した事業や数値目標 (男女平等参画指標) 等の進捗状況を確認するため、男女平等参画審議会や庁内推進連絡会議を開催し、計画の進行管理に努めました。

【男女平等参画指標 (達成状況)】

No.	指標	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	中期目標 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)	
1	各分野における男女の地位が平等になっていると思う人の割合	家庭の中で	35.7%	40.7%	40%	50%
		職場の中で	20.7%	25.9%	25%	40%
		学校教育の中で	66.6%	42.8%	70%	80%
		社会全体で	17.3%	12.8%	25%	40%
2	市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合	36.1%	36.6%	46%	50%	
3	生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)という言葉を見聞きしたことのある人の割合	65.7%	74.9%	70%	75%	
4	市職員の管理職に占める女性の割合	22.7%	26.5%	25%	30%	
5	女性交流室の利用率	35.1%	25.6%	40%	50%	

「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 取り組み状況 (平成 27~30 年度)」より抜粋

2 相談体制の充実

日常生活で生じるさまざまな心の悩みや権利侵害は、専門家による早期対応により、その深刻化を防ぐことにもつながります。こころの相談カウンセラーや男女平等参画相談員による相談事業については、男女平等参画を推進する上で重要な要素となることから、総合的な相談体制の充実に努めると同時に、関係機関による連携体制の強化を図りました。

平成 26 (2014) 年度以降、カウンセラーと市の関係各課職員との定例の連絡会議の場に、男女平等参画相談員にも参加いただき、情報共有と連携強化を図っています。また、平成 29 (2017) 年度から性別を問わず受け付ける「こころの相談ダイヤル」を開設し、相談体制を拡充しました。

3 人権を尊重する男女平等意識の醸成

市及び教育委員会では、各種関連講座及び啓発活動の実施を通して、市民向けの啓発に取り組んできました。指標として掲げた「社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合」については、平成 30 (2018) 年度目標値である 25.0%に対し、平成 30 (2018) 年度に実施した「第 4 次三鷹市基本計画第 2 次改定等に向けた市民満足度・意向調査」では、12.8%となりました。

配偶者等からの暴力(注1)については、市民向けの啓発及び被害者支援を中心に引き続き行いました。また、市の関係各課及び市内外の関係機関がネットワークで結ばれた「子ども家庭支援ネットワーク(注2)」を中心に緊密な情報交換、相互連携及び迅速な対応を図っています。また、平成 27 (2015) 年度からは、「DV防止のための庁内関係窓口連絡会」を開催し、情報共有と各窓口との連携強化を図りました。

セクシュアルハラスメント(セクハラ)(注3)等については、社会全体でもハラスメントが人権侵害であると認知されてきました。市では、管理職・一般職といった職層に応じた研修を実施するとともに、相談員を設置するなど、セクハラ等防止対策に努めるとともに、啓発誌等により広く市民向けの啓発にも取り組みました。

4 あらゆる分野・世代における男女平等参画の推進

市では、市の行政委員会・審議会等への女性委員の積極的な登用に向けて、「市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合」を指標に掲げ、庁内推進連絡会議などで公募委員の男女比率への配慮など周知を図ってきましたが、平成 30 (2018) 年の目標値 46.0%に対し、36.6%という結果でした。

また、平成 22 (2010) 年 3 月に厚生労働省の指定を受け、実施した「仕事と生活の調和(注4)推進宣言(ワーク・ライフ・バランス宣言)」(P.83 に全文を掲載)について、平成 28 (2016) 年に、ライフを中心に据えられるよう、ライフとワークを入れ替え、「ライフ・ワーク・バランス宣言」(P.83 に全文を掲載)としました。本宣言に基づき、引き続き市の取り組みを進め、「生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)」という言葉を見聞きしたことのある人と内容も知っている人の割合」を指標として掲げ、平成 30 (2018) 年の目標値 70.0%に対し、74.9%となり、中期目標を達成しました。

5 就労の場における男女平等参画の推進

市では、関係機関等と連携し、各種講座・啓発活動を実施してきました。市の率先行動としては、女性職員の管理職への登用や男女平等の視点に立った職員配置を行うなど、引き続き取り組みを進めてきました。指標として掲げた「市職員の管理職にお

ける女性の占める割合」については、平成 30 (2018) 年の目標値 25.0%に対し、26.5%となり、中期目標を達成しました。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「第 2 期三鷹市特定事業主行動計画（前期計画）」及び「女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画」を策定し、市職員のライフ・ワーク・バランスなどを推進するとともに、「子育てハンドブック」を活用して、特に男性職員に対する育児休業等の制度の周知を図りました。

また、平成 28 (2016) 年度からは、「三鷹版 働き方改革応援プロジェクト」を推進しました。平成 28 (2016) 年度には、市内企業・事業所のライフ・ワーク・バランスに関する取り組み状況や課題等を把握するため、「市内企業・事業所および従業員のライフ・ワーク・バランスに関する意識・実態調査」を行いました。この調査結果を踏まえ、「三鷹版 働き方改革モデル事業」、ファブスペースでの起業支援、市内企業等の経営者、従業員向けセミナーを開催するなど、市内で働く方をはじめ、広く市民のライフ・ワーク・バランスの推進に向けて取り組みました。平成 30 (2018) 年度には、「三鷹版 働き方改革モデル事業」の 3 年間の集大成として、「ライフ・ワーク・バランス応援フェスタ in みたか」を開催し、モデル事業での取り組み内容や成果の紹介、各種セミナーや相談窓口等の支援事業を行い、ライフ・ワーク・バランスへの機運醸成を図りました。

6 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

妊婦とそのパートナーを対象とした「プレママ・パパの食育講座」や男性対象の「栄養料理教室」を行い、ライフステージに応じた食育を推進するなど、男女の健康づくりに努めました。

また、自身の健康について疎かになりがちな子育て世代の市民を主な対象とした健康啓発イベント「みたかケンコウデスカ？デー」を行い、比較的若い世代に向けた健康づくりの啓発を行いました。

7 男女平等参画を支える社会づくり

市では、女性の就労を阻害する要因として、育児、保育園・学童保育所の保育サービスを含めた支援体制の充実が求められていることから、平成 27 (2015) 年 3 月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育ニーズを勘案しながら計画的な保育施設の整備を進めました。平成 28 (2016) 年 4 月から平成 30 (2018) 年 4 月までの間に 9 園を開設し、734 人の定員拡充を図りましたが、待機児童数(注5)は平成 30 (2018) 年 4 月現在 190 人となり、解消には至っていません。

また、子ども家庭支援センターが調整機関となっている「子ども家庭支援ネットワーク」において、児童相談所をはじめとした関係機関と母子・父子自立支援員等との連携を強化し、ひとり親家庭や要保護児童等の支援を行いました。

8 推進体制の整備

市では、庁内関係各課との連携体制として、推進連絡会議(注6)を定期的に開催し、横断的に各課の取組状況の確認、意見・情報交換等を行ってきました。また、啓発事業等の実施にあたっては、市民関連団体と協働で進めるなど、施策の充実に努めてきました。

男女平等参画施策の活動拠点として位置付けている「女性交流室(注7)」の利便性向上に向け、女性交流室登録団体連絡会を開催し、改善を図ってきました。指標として掲げた「女性交流室の利用率」については、平成30(2018)年度の目標値40.0%に対し、25.6%という結果でした。

市役所の主管課窓口には「男女平等参画情報提供コーナー」を引き続き設置し、啓発誌等で周知を図るとともに、平成29(2017)年度にオープンした三鷹防災公園・元気創造プラザ内の生涯学習センターと連携し、女性センター機能の充実に努めました。

(注1) 配偶者等からの暴力：親密な関係にある者から、配偶者、恋人、パートナー等に対して振るわれる暴力のこと(近年では、恋人間における暴力を「デートDV」と呼ぶ。)。暴力には、身体的な暴力(殴る、蹴る、髪を引っ張る等)、精神的な暴力(携帯電話やメールを細かくチェックして行動監視をする、家族や友人との付き合いを制限する等)、性的な暴力(性行為を強要する、避妊に協力しない等)等が含まれる。国や地方公共団体等では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、さまざまな取り組みを進めている。なお、ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)の頭文字をとって「DV」と略されることが多いが、ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)を直訳すると、「家庭内の暴力」となり、配偶者等からの暴力以外の暴力を含める場合があることから、本計画では固有名詞を除き「DV」という略称は使わないこととする。

(注2) 子ども家庭支援ネットワーク：平成2(1990)年に、庁内の子育て関連機関の連携を目的に設置された「子ども相談連絡会」を前身とし、平成18(2006)年に「要保護児童対策地域協議会」として位置づけられた組織。現在、市の「子ども家庭支援センター(のびのびひろば)」を中心に、児童相談所、警察、病院、学校等も含めた市内のネットワークとして機能している。虐待や育児不安等といった子どもと子育てに関する関係機関相互の連絡・調整だけでなく、配偶者からの暴力や非行にも対応した支援体制を築いている。

(注3) セクシュアルハラスメント(セクハラ)：相手を不快にさせる性的な言動(性的な嫌がらせ)をいい、基本的には受け手がその言動を不快に感じた場合にはセクハラとなる。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」に基づき、性別に関わらずその能力が十分に発揮できる雇用環境の整備及び法の下での男女の平等に向けた取り組み等が、行政だけでなく、企業等においても進められている。令和元(2019)年の法改正により「行ってはならない」と明記されるなど、さらなる対策強化が求められている。

(注4) 仕事と生活の調和：平成19(2007)年に、政府、地方公共団体、経済界及び労働界の合意により策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会を、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と

定義しており、具体的には、(1) 就労による経済的自立が可能な社会、(2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、(3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会としている。市では、平成 22 (2010) 年に「三鷹市 仕事と生活の調和推進宣言」を行い、平成 28 (2016) 年には、英語の「ライフ」が意味する市民の「人生」「生命」「生活」を最初に置いて進めることとし、「生活と仕事の調和」すなわち「ライフ・ワーク・バランス」と語順を改め、「ライフ」のあり方を出発点に、さらなるライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組みを進めている。なお、全国で仕事と生活の調和推進宣言を行っている自治体は、鳥取市、北九州市、京都市、福岡市、呉市、江戸川区及び三鷹市の 7 自治体である。

(注 5) **待機児童数**：保育園等に入所を希望しながら、希望する保育所等の定員が満員等の理由により入所できない状態にある児童の数。

(注 6) **推進連絡会議**：市で策定する男女平等参画に関する行動計画の推進に向けて、庁内の連絡調整を図るために要綱に基づき設置されている、関係部課長で構成する組織。

(注 7) **女性交流室**：平成 5 (1993) 年に、男女平等参画に関する市民の自主的な活動と交流を行うことを目的に、三鷹駅前コミュニティ・センター 4 階に設置された施設。平成 14 (2002) 年に、三鷹市中央通りタウンプラザ 4 階に移転。会議室、相談室等があり、会議室内には、男女平等参画に関する書籍や資料のほか、各種情報の検索用にパソコンを設置している。

第4部 計画の基本目標と課題

第1部から第3部の内容を十分に勘案するとともに、これからの将来を見据え、次の4つの基本目標と6つの主要課題を設定します。

1 計画における基本目標

- (1) 「男女平等参画条例」及び「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」に基づく男女平等参画の総合的な推進
- (2) 人権を尊重する男女平等意識の醸成
- (3) 生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の推進
- (4) 男女平等参画の推進に必要な体制の整備

2 計画の主要課題

- (1) 男女平等参画のまちづくりの推進
 - ア 男女平等参画に関する市民意識の向上
- (2) 相談体制の充実
- (3) 人権尊重とあらゆる暴力の根絶

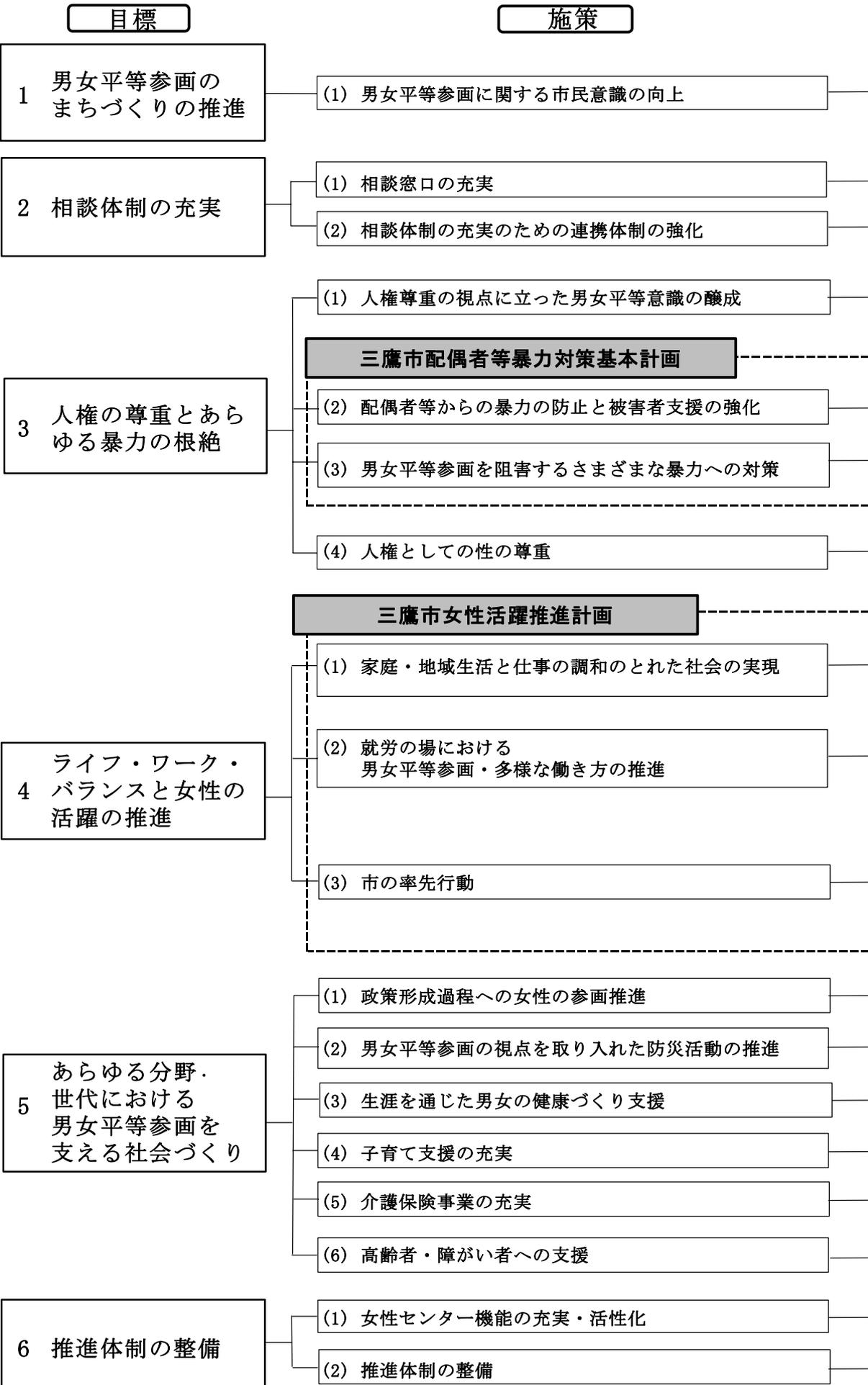
三鷹市配偶者等暴力対策基本計画（イ～ウ）

 - ア 人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成
 - イ 配偶者等からの暴力防止と被害者支援の強化
 - ウ 男女平等参画を阻害するさまざまな暴力への対策
 - エ 人権としての性の尊重（LGBTをはじめとする多様な性への理解など）
- (4) ライフ・ワーク・バランスと女性活躍の推進

三鷹市女性活躍推進計画

 - ア 家庭・地域生活と仕事の調和のとれた社会の実現
 - イ 就労の場における男女平等参画・多様な働き方の推進（働き方改革など）
 - ウ 市の率先行動（職員、教員）
- (5) 男女平等参画を支える社会づくり
- (6) 推進体制の強化

第5部 計画の体系



事業

① 男女平等参画に関する総合的な普及・啓発

① 男女平等参画相談員制度の活用 ② こころの相談事業の活用 ③ 各相談窓口の活用

① 相談体制の充実のための連携体制の強化

① 固定的性別役割分担意識に基づく慣行等の見直しと男女平等意識の醸成
② 男女平等教育等の充実 ③ 教職員等の意識改革の推進

① 配偶者等暴力の未然防止と早期発見 ② 相談体制の充実
③ 配偶者等暴力による被害者の安全確保と自立支援

① 未然防止に向けた普及啓発 ② 相談体制の充実
③ ストーカー行為、性暴力による被害者に対する支援

① 人権としての性の尊重の普及・啓発
② 性の商品化への主体的で適切な判断力と批判力の形成に向けた啓発等の実施
③ 多様な性への理解と尊重

① ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた普及啓発
② 男性の家庭生活や地域活動への参加促進

① 男女平等参画関連情報の市内事業者等への啓発
② 事業者・従業員のライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組み
③ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実施
④ 女性の職業生活における活躍の推進に向けた理解促進
⑤ 多様な働き方の推進（ダイバーシティ&インクルージョン）

① 「三鷹市特定事業主行動計画」に基づく全ての職員の活躍推進
② 市職員に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実施
③ 市職員の働き方改革によるライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組みの実施
④ 職場環境の整備
⑤ 教職員のライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組みの実施

① 行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けた取り組みの推進
② 男女比率、活動時間、運営方法等に対する配慮

① 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進

① 男女の生涯を通じた健康支援 ② 母子保健・医療等の推進
③ 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ（総合保健センター）を核とした総合的な健康増進事業の展開

① ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った子育て支援の実施

① ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った介護保険事業の実施

① ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った高齢者支援の実施
② ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った障がい者支援の実施

① 女性センター機能の充実・活性化 ② 生涯学習センターとの連携

① 男女平等参画審議会の活用 ② 庁内推進会議による連携 ③ 関係団体等との連携・協力の推進
④ 男女平等参画に関する意識・実態調査の実施 ⑤ 国・東京都への要望

第2編 各論

目標1 男女平等参画のまちづくりの推進

施策(1) 男女平等参画に関する市民意識の向上

<現状と課題>

性別等に関わらず、だれもが個人として尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、誰にとっても生きやすい社会をつくることにつながる重要な目標です。

市では、この目標を掲げた「男女平等参画条例」を平成18(2006)年に制定し、この条例に基づき、平成24(2012)年3月に「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」を策定、平成28(2016)年3月に第1次改定を行い、各施策等に取り組んでいますが、平成30(2018)年度に実施した「第4次三鷹市基本計画第2次改定等に向けた市民満足度・意向調査」によると、「社会全体における男女の地位が平等になっていると思う人」の割合が低調のまま推移しており、男女平等参画意識の普及・啓発は継続して実施する必要があります。

<施策の方向性>

男女平等参画条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を進めるための行動計画に改定し、市、市民及び事業者等と協働で推進します。

男女平等参画啓発誌「Shall we?」(注8)の発行や「男女平等参画のためのみたか市民フォーラム」(注9)の開催などに加え、広報みたか・ホームページ等での周知や男女共同参画週間(注10)などのほか、多様な手法により男女平等参画に関するさまざまな情報を提供し、男女平等参画意識の総合的な普及・啓発に努めます。啓発にあたっては、若年層にも興味をもってもらえるよう、SNSの活用をはじめ、啓発誌等のあり方や新たな方法の検討など、啓発手段等を総合的に検討します。

(注8) 男女平等参画啓発誌「Shall we?」(旧名称:「コーヒー入れて!」):平成5(1993)年から、男女平等参画や男女の生き方を考える情報誌として、年2回、各回8,000部、市内の公共施設を中心に配布している啓発誌(8ページ、オールカラー)。企画・編集は、公募による市民編集委員との協働により行っている。現在の誌名は、「コーヒー入れて!」の発刊から約25年が経ち、男女平等参画に関する人々の意識に変化がうかがえたことから、市民公募を行い、「一緒に」や「～しませんか」という意味を持ち、性別・年齢・国籍を超えて共に歩もうとする呼びかけを表現する「Shall we?」に決定した。令和2(2020)年3月発行号が通算で70号。

(注9) 男女平等参画のためのみたか市民フォーラム:平成8(1996)年から、男女平等参画に関する意識啓発を行うことを目的に、年に1回(平成30(2018)年度から年2回)実施している。平成24(2012)年度までは講演会と映画上映、平成25(2013)年度からは、講師と近い距離で男女平等参画について考えていただく内容となるように、中規模な講座形式で行っている。

(注10) 男女共同参画週間:6月23日～29日の1週間。「男女共同参画社会基本法」が公布・施行された平成11(1999)年6月23日を踏まえ、法の理念等の理解を深めるため、国(内閣府)を中心に平成13(2001)年度から始まった。

<目標指標>

男女平等参画指標：各分野における男女の地位が平等になっていると思う人の割合

項目	計画策定時 (平成22年) (2010)	前期実績値 (平成26年) (2014)	中期目標値 (平成30年) (2018)	中期実績値 (平成30年) (2018)	目標値 (令和4年) (2022)
家庭の中で	31.5%	35.7%	40.0%	40.7%	50.0%
職場の中で	21.6%	20.7%	25.0%	25.9%	40.0%
学校教育の中で	64.7%	66.6%	70.0%	42.8%	80.0%
社会全体で	19.6%	17.3%	25.0%	12.8%	40.0%

(※)平成30(2018)年度の調査では、回答項目に「わからない」の項目を追加したため、直接的な比較はできないが、傾向は概ね変わらないと推測する。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① 男女平等参画に関する総合的な普及・啓発	継続			→
(新たな啓発方法の検討)	検討	→	試行	→

<事業概要>

① 男女平等参画に関する総合的な普及・啓発

No.	事業	内容	主管課
1	男女平等参画に関する総合的な普及・啓発	「男女平等参画条例」をはじめとする男女平等参画に関する市民意識の普及・啓発に向けた啓発活動及び講座（男女平等参画のためのみたか市民フォーラム）等を引き続き実施します。	企画経営課
2	男女平等参画啓発誌「Shall we?」の発行	男女平等参画について考えるきっかけとなるテーマとなるよう、市民編集委員との協働により発行するとともに、引き続き広報みたか・ホームページ等で周知します。	企画経営課
3	新たな啓発方法の検討	SNSの活用など新たな方法の導入や啓発方法のあり方を検討します。	企画経営課

目標 2 相談体制の充実

施策(1) 相談窓口の充実

<現状と課題>

男女平等参画を推進していく上で重要な要素となる相談体制は、現在、市では「総合オンブズマン制度」(注 11)をはじめ、「男女平等参画相談員制度」(注 12)や「こころの相談室」(注 13)などを設置しています。また、平成 29 (2017) 年度からは、カウンセラーによる電話相談「こころの相談ダイヤル」を新たに導入し、男性からの相談も可能となりましたが、導入初期ということもあり、利用率は約 20%にとどまっているため、事業のさらなる周知を図る必要があります。一方、男性からの相談も一定程度あることから、対面形式の男性相談の導入など、こころの相談事業のあり方等についてさまざまな視点から検討する必要があります。

さらに、市における配偶者等暴力に関する相談は、こころの相談事業(注 14)及び婦人相談員(注 15)において、依然として多い状況です。児童虐待防止の観点からも配偶者等暴力の早期発見に向けて、相談窓口を積極的に周知するとともに、各相談窓口の連携を強化する必要があります。

<施策の方向性>

男女平等参画相談員制度については、セクシュアルハラメントなど職場等におけるさまざまなハラスメントや配偶者等暴力の被害者等に対する法的なアドバイスなど、市民からの相談内容に応じて適宜紹介するなど、市の幅広い相談体制の一つとして取り組んでいきます。あわせて、法的なアドバイス及び日常生活で生じるさまざまな悩みに対応できる市の相談制度を十分に市民に利用してもらえるよう、引き続き啓発を中心に取り組みを進めます。

また、市の総合相談窓口である相談・情報課や婦人相談員との連携を強化しながら、市民の相談内容に合わせた総合的な相談サービスの提供に努めるとともに、より一層の周知を図ります。あわせて、人権としての性の尊重の観点から、こころの相談事業について、男性相談を導入するとともに、性別等に関わらない相談事業について検討するなど、相談窓口の充実を図ります。

(注 11) 総合オンブズマン制度：市民の市政に対する苦情を、公正かつ中立的な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正で透明な市政の推進を図ることを目的に設置された制度。平成 9 年に「福祉オンブズマン」を発足、平成 12 年に対象領域を市政全般に関する苦情等に拡大し、「総合オンブズマン」として運用を開始した。

(注 12) 男女平等参画相談員制度：男女平等参画条例に基づき設置された男女平等参画の推進を阻害する人権侵害等に関する相談制度。現在は男女各 1 名の弁護士を相談員に委嘱している。

(注 13) こころの相談室(旧名称：女性のためのこころの相談)：暮らしの中のさまざまなことで悩んでいる女性のための、専門相談員(カウンセラー 3 名)による事前予約制の相談(無料)。

(注 14) こころの相談事業：「こころの相談室」と「こころの相談ダイヤル」の総称。

(注 15) 婦人相談員：売春防止法第 35 条に基づき、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子等の発見、相談、指導等を行う。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 4 条により、配偶者等からの暴力被害者の相談、指導等を行う。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① 男女平等参画相談員制度の活用	継続			→
② こころの相談事業の活用	継続			→
(相談体制の充実)	検討	検討	導入	→
③ 各相談窓口の活用	強化	強化		→

<事業概要>

① 男女平等参画相談員制度の活用

No.	事業	内容	主管課
4	男女平等参画相談員制度の周知と活用	支援を必要とする方が活用できるよう制度のさらなる周知に取り組むとともに、各相談窓口との連携により総合的に利用しやすい相談制度を目指します。	企画経営課

② こころの相談事業の活用

No.	事業	内容	主管課
5	こころの相談事業の実施・充実	「こころの相談室」「こころの相談ダイヤル」を引き続き実施します。こころの相談事業は、男性相談を導入するとともに、人権としての性の尊重の観点から性別等に関わらない相談事業についても検討するなど、相談しやすい環境づくりや事業の充実を図ります。	企画経営課

③ 各相談窓口の活用

No.	事業	内容	主管課
6	婦人相談員、心のなやみ相談などの活用	配偶者等暴力や男女平等参画に関する人権侵害などにも対応できる窓口として一体的に周知し、市民の相談内容に合わせた総合的な相談サービスを提供します。	企画経営課 子育て支援課 相談・情報課

施策(2) 相談体制の充実のための連携体制の強化

＜現状と課題＞

市では、「こころの相談事業」カウンセラーと婦人相談員、市の関係各課職員との定期的な連絡会議を開催すると同時に、男女平等参画相談員と連携し、相談事業に関する情報共有を行っています。

また、配偶者等暴力などによる被害者への保護・支援に向けて連携が図れるよう、「庁内関係窓口連絡会」を開催し、関係部署との情報共有と顔の見える関係づくりを行っています。令和元年6月には、配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立・公布され、配偶者等暴力対応と児童虐待対応との連携強化が求められています。児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者等からの暴力による被害者の適切な保護が行われるよう、関係機関との連携をさらに強化する必要があります。

＜施策の方向性＞

「こころの相談事業」カウンセラーと婦人相談員、市の関係各課職員との定期的な連絡会議を引き続き開催すると同時に、男女平等参画相談員との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、配偶者等暴力の防止と被害者の支援強化に向けて、「庁内関係窓口連絡会議」の開催による情報共有や「子ども家庭支援ネットワーク」等とのさらなる連携により支援体制の強化を図ります。

＜実施時期＞

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① 相談体制の充実のための 連携体制の強化	強化			→

<事業概要>

① 相談体制の充実のための連携体制の強化

No.	事業	内容	主管課
7	こころの相談事業、男女平等参画相談員、婦人相談員、心のなやみ相談事業の実施	「こころの相談事業」カウンセラー及び男女平等参画相談員と市の関係部署で定期的に情報共有を実施するとともに、連携強化を図りながら、相談者のニーズに応じた相談体制の充実に取り組みます。	企画経営課 子育て支援課 相談・情報課
8	法的支援機関等との連携の強化	東京都の配偶者暴力相談支援センターである東京都女性相談センターや日本司法支援センター（法テラス）などとの連携を図り、早期に対応します。	企画経営課 子育て支援課 関係各課
9	「庁内関係窓口連絡会」の開催と情報共有	早期解決や迅速な被害者支援に向けて、引き続き「庁内関係窓口連絡会」を開催し、情報共有と関係部署のネットワークの強化を図ります。	企画経営課 子育て支援課 関係各課
10	配偶者等暴力による被害者支援のためのネットワークのさらなる強化	警察署や東京都女性相談センターと連携し、ていねいで迅速な被害者支援を行います。また、児童虐待防止の視点を持って「子ども家庭支援ネットワーク」との連携を一層強化します。	企画経営課 子育て支援課 子ども発達支援課 関係各課

目標 3 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

施策(1) 人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成

<現状と課題>

人が社会生活を営む上で基本的な構成単位ともいえる、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場で、すべての人が性別等に関わりなくその人権を尊重され、いきいきと生涯を通じて活動できる、広がりのある男女平等意識の醸成が不可欠であり、教育と啓発を地道に続けていくことは、市民に身近な基礎自治体である市の責務といえます。

市では、市立小中学校における人権教育を中心に、子どもたちが互いに尊重しあう教育を推進するとともに、男女平等参画の視点に立った進路指導等に取り組んでいます。また、教員に対して男女平等参画を含めた人権教育に関する研修を実施し、理解促進を図っています。

平成 30（2018）年度に実施した「第 4 次三鷹市基本計画第 2 次改定に向けた市民満足度・意向調査」を踏まえ、家庭・職場・学校教育・社会全体の中で男女が平等になっていると思う人の割合の目標値の達成に向け、引き続き啓発に取り組む必要があります。

また、テレビや新聞、近年では SNS からも非常に多くの情報を得ることができ、また、自らが情報発信者となることから、一人ひとりが、得られる情報を主体的に読み解き、分析するといった情報評価能力と、自らがメディアを使って発信するといった情報発信能力であるメディア・リテラシー（注 16）を身につけていくことが必要です。人権尊重や男女平等参画の観点からは、情報に含まれる人権侵害、違法・有害な性や暴力等、固定的性別役割分担意識（注 17）を読み解く力などが大切です。

<施策の方向性>

地域における男女平等意識の醸成による人権意識の向上について、今後も関係機関等と協力しながら着実に取り組みを進めていきます。また、市立小中学校における人権教育による人権尊重の意識向上を図るとともに、教育委員会と連携し、児童・生徒等への啓発等を推進するよう取り組みます。

メディア・リテラシーの向上を通し人権を侵害する違法・有害な性や暴力等に関する商品に対し、主体的で適切な判断力と批判力を養うため、啓発活動等を実施します。

（注 16）メディア・リテラシー：情報メディアを主体的に読み解き、分析するといった情報評価能力と、自らがメディアを使って発信するといった情報発信能力をいう。メディアには、既存のマスメディア（テレビ、新聞、ラジオ等）や出版物、広告等のほか、SNS 上の情報も含まれる。男女平等参画の視点からは、情報の中に含まれる固定的性別役割分担意識を読み解く力等が該当する。

（注 17）固定的性別役割分担意識：男女を問わず、個人の能力などによって役割を決めることが、適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を無意識に固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」（現代では、「男は仕事、女は仕事と家事・育児」と呼ばれることもある）、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例といえる。

<目標指標> (再掲)

男女平等参画指標：各分野における男女の地位が平等になっていると思う人の割合

項目	計画策定時 (平成22年) (2010)	前期実績値 (平成26年) (2014)	中期目標値 (平成30年) (2018)	中期実績値 (平成30年) (2018)	目標値 (令和4年) (2022)
家庭の中で	31.5%	35.7%	40.0%	40.7%	50.0%
職場の中で	21.6%	20.7%	25.0%	25.9%	40.0%
学校教育の中で	64.7%	66.6%	70.0%	42.8%	80.0%
社会全体で	19.6%	17.3%	25.0%	12.8%	40.0%

(※) 平成30(2018)年度の調査では、回答項目に「わからない」の項目を追加したため、直接的な比較はできないが、傾向は概ね変わらないと推測する。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① 固定的性別役割分担意識に基づく慣行等の見直しと男女平等意識の醸成	推進			→
② 男女平等教育等の充実	継続			→
③ 教職員等の意識改革の推進	推進			→

<事業概要>

① 固定的性別役割分担意識に基づく慣行等の見直しと男女平等意識の醸成

No.	事業	内容	主管課
11	男女平等参画の視点に立った講座等の実施	引き続き市民及び学校・PTA向けに講座を実施し、男女平等参画意識の醸成を図ります。	企画経営課 指導課
12	男女平等参画啓発誌「Shall we?」の発行(再掲No.2)	男女平等参画について考えるきっかけとなるテーマとなるよう、市民編集委員との協働により発行するとともに、広報みたか・ホームページ等で周知します。	企画経営課
13	男女平等参画に関する情報提供	男女平等参画に関する国・東京都・近隣自治体等の資料収集を行い、女性交流室及び男女平等参画情報コーナーにおいてわかりやすく配架し、情報提供します。	企画経営課
14	男女共同参画週間パネル展の開催	国の男女共同参画週間にあわせて市民ホールにてパネル展を開催し、相談窓口の紹介や男女平等参画に関するさまざまな情報提供を行います。	企画経営課
15	男女平等参画の視点に立ったメディア・リテラシーの普及・啓発	メディア・リテラシーに関する啓発活動を定期的実施し、さらなる男女平等意識の醸成を図ります。	企画経営課

② 男女平等教育等の充実

No.	事業	内容	主管課
16	保育園等における男女平等参画の視点に立った保育の実施	保育のガイドラインに基づき、園児の性別によってあそびや役割などの規制を行わないよう努めます。	子ども育成課
17	学校における男女平等観を育む学習内容の充実と指導の実施	東京都教育委員会「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用した研修を実施し、指導内容に反映します。	指導課
18	学校における男女平等参画の視点に立った進路指導の実施	児童・生徒が自分と他者の個性を尊重し、生き方への関心を高め、自己理解を深められる進路指導を行うよう研修を実施し、進路指導に反映します。	指導課
19	公立小中学校における男女混合名簿(注18)の採用及び利用	引き続き三鷹市立小・中学校では男女混合名簿を採用・利用していきます。	指導課
20	公立中学校における標準服の対応	スクールカウンセラーも含めた相談体制の中で、学校としてきめ細かく配慮しながら、生徒の要望に応じて適切に対応します。	指導課
21	学校における男女平等参画の視点に立ったメディア・リテラシーを養う学習の実施	情報教育を中心に、情報モラルやメディア・リテラシーを養う学習を充実します。	指導課
22	「教育ビジョン 2022」及び「教育支援プラン 2022」に基づいた総合的な計画の推進	全ての教育活動において、「三鷹市教育ビジョン 2022」及び「三鷹市教育支援プラン 2022」に基づき、男女平等参画の視点を持つよう指導します。	指導課

(注18) 男女混合名簿：男女共学の学校における児童・生徒の名簿が、男女別ではなく、性別に関わらず、姓名の五十音順等の基準により、男女混合で作成されている名簿。

③ 教職員等の意識改革の推進

No.	事業	内容	主管課
23	教員に対する男女平等参画を含む総合的な人権教育に関する研修の実施	人権尊重の理念をもとにすべての教育活動を行うことができるよう、引き続き三鷹市人権教育推進委員会をはじめとした教員研修を実施します。	指導課
24	市職員に対する男女平等参画に関する研修の実施	男女平等参画意識を醸成する定期的な職員研修を引き続き実施します。	職員課

施策(2) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の強化

三鷹市配偶者等暴力対策基本計画

<現状と課題>

平成 13 (2001) 年 4 月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「配偶者暴力防止法」という。)(P. 67-72 に全文を掲載)の平成 24 (2012) 年における改正を踏まえ、市では、本行動計画の第 1 次改定に合わせて「三鷹市配偶者等暴力対策基本計画」を新たに位置づけ、関係機関と連携しながら、配偶者等からの暴力の未然防止、早期発見・早期解決と被害者支援に取り組んできました。

しかし、配偶者等からの暴力【用語解説】①は、その多くが家庭内で起こり、加害者に罪の意識が薄く、また、被害者が被害に遭っていることを自覚しづらいことなどから、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。女性活躍推進法の施行など、女性活躍に向けて社会全体で取り組みを進めていますが、一方で配偶者等暴力の被害者は依然として女性が多く、性別による固定的役割分担意識や女性の経済的自立の困難さなどがいまだに根強く残っている状況もあります。配偶者暴力防止法の施行後、「DV」という言葉は社会にも浸透してきましたが、配偶者等暴力に対する意識・理解はまだ十分とは言えません。また、デートDVといわれる恋人間の暴力も問題となっています。

さらに、配偶者等暴力は、直接暴力を受ける人だけにととまらず、その子どもにも多大な影響を与えます。「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの前で配偶者等暴力が行われることは、直接子どもに向けられた暴力行為でなくても、言葉や態度で心を深く傷つける行為であり、児童虐待にあたります。このように、家庭内で配偶者等が暴力をふるうことは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

近年では配偶者等暴力と児童虐待が関連した痛ましい事件が発生するなど、子どもが関係する案件が多く顕在化しており、児童虐待防止の観点からも、関係機関の連携による被害者の迅速な安全確保が不可欠であり、安全で安心できる生活が送れるよう、被害者本人の意思を尊重し、状況に応じた支援を行うことが必要です。

【用語解説】

①**配偶者等からの暴力**：配偶者・パートナー等、親密な関係にある者から支配的にふるわれる暴力のことです。「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」とも呼ばれ、略して「DV」と呼ばれることもあります。殴る蹴る等の身体的暴力だけではなく、次のようなものも含まれます。なお、本計画上では、「デートDV」などの固有名詞を除き、「DV」という略称は使わず、「配偶者等暴力」と表記します。

身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞める など
精神的暴力	大声で怒鳴る、無視する、人との付き合いを制限する、殴るふりをする、バカにしたり人格を否定するようなことを言う、(大切な)物を壊す など
経済的暴力	生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、借金を負わせる、酒やギャンブルで生活費を使い込む など
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないポルノ雑誌等を見せる など

※近年は、SNSを使って誹謗中傷する、監視するなどの人権侵害も問題となっています。

<施策の方向性>

市でのこれまでの取り組みや社会情勢、法改正の趣旨を踏まえ、配偶者等暴力防止と児童虐待防止とのさらなる連携に向けて、「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」の改定に合わせて、「三鷹市配偶者等暴力対策基本計画」を改定するとともに、引き続き「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」に含む形で位置付けることで、両計画を一体的に推進します。なお、本目標の施策（2）及び（3）を「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」に位置付け、「三鷹市配偶者等暴力対策基本計画」として体系的に取り組みます。

①配偶者等暴力の未然防止と早期発見

配偶者等暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害にあたることや、それらの行為の背景には、性別による固定的役割分担意識があることなどを含め、配偶者等暴力に関する正しい理解の促進とその防止に向けた啓発の充実を図ります。

また、早期の段階での相談につながるよう、引き続き機会を捉えて相談窓口を積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、児童虐待防止の観点からも、関係部署との連携により妊娠期からの切れ目のない支援を行うなど、配偶者等暴力や児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。

②相談体制の充実

配偶者等暴力による被害を潜在化させないよう、婦人相談員や男女平等参画相談員などによる専門的な相談支援を引き続き実施します。また、配偶者等暴力を当事者だけの個人的な問題ではなく、男女平等参画社会の実現を阻害する重大な社会問題として捉え、庁内関係窓口や関係機関における知識・情報の共有を図るとともに、関係機関等とのさらなる連携により被害者の支援体制を強化します。

③配偶者等暴力による被害者の安全確保と自立支援

配偶者等暴力による被害者が、配偶者等からの暴力から逃れ、本人の意思に沿った自立に至るまでには、様々な機関からの支援を必要とすることから、被害者に対して心身のケアを行い、関係機関と連携しながら、支援体制の強化を図ります。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① 配偶者等暴力の未然防止 と早期発見	強化			→
② 相談体制の充実	充実			→
③ 配偶者等暴力による被害 者の安全確保と自立支援	強化			→

<事業概要>

① 配偶者等暴力の未然防止と早期発見

No.	事業	内容	主管課
25	配偶者等暴力に関する啓発事業の実施	講座や啓発誌等を活用し、配偶者等暴力防止について周知・啓発を行います。	企画経営課
26	配偶者等暴力に関する相談窓口の周知	「こころの相談事業」リーフレットや「DV相談カード」等を配布・配架し、早期での相談を促します。あわせて、広報みたか・ホームページ等で機会を捉えて婦人相談窓口を周知します。	企画経営課 子育て支援課
27	妊婦面接、乳児家庭全戸訪問等の実施	女性のライフステージの大きな変わり目である妊娠期における「ゆりかご面接」（保健師等の看護職との妊婦面接）や生後4か月程度の乳児家庭を対象にした「こんにちは赤ちゃん事業」（乳児家庭全戸訪問）などを実施する中で、配偶者等暴力や児童虐待の未然防止・早期発見にも努めるとともに、必要に応じて相談窓口等を情報提供します。	健康推進課 子ども発達支援課

② 相談体制の充実

No.	事業	内容	主管課
28	こころの相談事業、男女平等参画相談員、婦人相談員、心のなやみ相談事業の実施（再掲 No. 7）	「こころの相談事業」カウンセラー及び男女平等参画相談員と市の関係部署で定期的に情報共有を実施するとともに、連携強化を図りながら、相談者のニーズに応じた相談体制の充実に取り組みます。また、配偶者等暴力に関しては、性別を問わず相談可能な窓口があることも積極的に周知します。	企画経営課 子育て支援課 相談・情報課
29	「庁内関係窓口連絡会」の開催と情報共有の強化（再掲 No. 9）	早期解決や迅速な被害者支援に向けて、引き続き「庁内関係窓口連絡会」を開催し、情報共有と関係部署のネットワークの強化を図ります。	企画経営課 子育て支援課 関係各課
30	配偶者等暴力による被害者支援のためのネットワークのさらなる強化（再掲 No. 10）	警察署や東京都女性相談センターと連携し、ていねいで迅速な被害者支援を行います。また、児童虐待防止の視点を持って「子ども家庭支援ネットワーク」との連携を一層強化します。	企画経営課 子育て支援課 子ども発達支援課 関係各課
31	保健センター、子ども家庭支援センターでのきめ細かな対応	児童虐待等のリスク要因のある家庭に対して継続的に支援するなど、きめ細かな対応に努めます。	健康推進課 子ども発達支援課

③ 配偶者等暴力による被害者の安全確保と自立支援

No.	事業	内容	主管課
32	DVシェルター等への一時保護実施などによる安全確保と自立に向けた支援の実施	配偶者等暴力による被害者の生命の安全を最優先に、庁内関係機関、警察署等と連携し、一時保護を実施するとともに、自立に向けた重層的な支援を実施します。	子育て支援課 関係各課

施策(3) 男女平等参画を阻害するさまざまな暴力への対策

三鷹市配偶者等暴力対策基本計画

<現状と課題>

セクシュアルハラスメント（セクハラ）やマタニティハラスメント（マタハラ）に代表されるさまざまなハラスメント（【用語解説】②）は、労働環境等における差別的な扱いが社会問題化しています。また、令和元年に男女雇用機会均等法が一部改正され、セクハラ、マタハラを行ってはならないことや相談した労働者に対する不利益な取扱いを禁止することなどが明記され、職場のハラスメントの未然防止や対策に向けた取り組みの強化が求められています。

職場における固定的な性別役割分担意識は、男女を問わず、妊娠・出産・育児休暇取得などを理由とする不利益等、さまざまなハラスメントの背景になりやすい現状があり、男女がともに家事・育児等の家庭生活における責任を果たしながら、職場においても活躍できる社会の実現に向けた意識変革の啓発が必要です。

また、ストーカー行為、性暴力については、性別を問わず被害が発生しており、配偶者等暴力やさまざまなハラスメントとともに、男女平等参画を阻害する大きな課題であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。市では、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」などにおいて、広報みたか・ホームページ等を活用し、市の相談窓口の周知や暴力防止の啓発を行っています。加えて、近年では、JKビジネス（注19）など、若い女性を狙った性的な暴力の拡大がみられるとともに、SNS等を利用したストーカー行為なども増加していることから、若年層に対する啓発が必要です。あわせて、暴力防止に向けた啓発や相談窓口のさらなる周知が不可欠です。

<施策の方向性>

さまざまなハラスメントやストーカー行為、性暴力について、当事者だけの個人的な問題ではなく、男女平等参画社会の実現を阻害する重大な人権侵害として捉え、正しい理解の促進や相談窓口のさらなる周知など、さまざまな暴力防止に向けた啓発の充実を図るとともに、関係機関等との連携による被害者の支援体制を強化します。また、ハラスメントに関しては、女性の活躍の推進やライフ・ワーク・バランスに向けても重要な視点であることから、職場における意識変革に向けた啓発に取り組みます。

（注19）JKビジネス：女子高校生に男性向けのサービスを行わせるビジネスの総称。女子高校生等が犯罪被害に遭うケースが確認されるなど、青少年の健全育成に悪影響があることから、警察で取り締まり等を強化するとともに、平成29（2017）年7月に東京都において「特定異性接客営業等の規制に関する条例」が施行された。

【用語解説】

②さまざまなハラスメント（セクハラ・マタハラ等）

ハラスメント（Harassment）とは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。主なものは下表のとおりですが、他にもさまざまなハラスメントが問題となっています。

セクハラ	セクシュアルハラスメントの略語で、本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を言う。
マタハラ	マタニティハラスメントの略語で、妊娠や出産を控えた、または経験した、働く女性に対して行われる嫌がらせを言う。育休、産休を取るからということで女性が差別や区別をされる、雇用形態を非正規にされる、時短勤務で仕事復帰をしても職場の理解を得られず仕事が続けづらいなどの事例がある。近年では、産休・育休を経て復職した女性に対し、本人が望んでいないにも関わらず、「仕事と子育ての両立」を理由に単調な仕事を与えるなど、昇進等とは縁遠いキャリアコースに追い込むこと（マミートラック）もマタハラ的一种と解される。また、育児休暇を取得する男性に対する嫌がらせ（パタハラ）も増加傾向にある。
パワハラ	パワーハラスメントの略語で、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を言う。近年では、SOGIハラ（性的指向・性自認に関わるハラスメント）もパワハラの一部であると解される。
ジェンハラ	ジェンダーハラスメントの略語で、性別により社会的役割が分かれるという考えに基づく嫌がらせを言う。「男（女）のくせに」といった発言や男性だけに残業や力仕事をさせる、女性だけに給仕や雑用をさせることなどがこれにあたる。
モラハラ	モラルハラスメントの略語で、侮辱的な言葉や態度によって、人格や尊厳を傷つける精神的嫌がらせを言う。夫婦間でのモラハラの場合は精神的DVとも捉えられ、受けた側は自己肯定感や自信を失い、ストレスを溜め込むケースがある。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① 未然防止に向けた普及啓発	推進			→
② 相談体制の充実	充実			→
③ ストーカー行為、性暴力による被害者に対する支援	推進			→

<事業概要>

① 未然防止に向けた普及啓発

No.	事業	内容	主管課
33	ハラスメントの防止に向けた、庁内・学校向けの研修並びに市民向けの啓発の実施	市職員及び教職員向けにハラスメント防止研修を実施し、意識啓発を行います。あわせて、市民向けに啓発誌等による情報提供や講座の開催により啓発します。	企画経営課 職員課 指導課
34	職場におけるハラスメントの防止に向けた啓発の実施	商工会等関係団体へチラシを配布し情報提供を行うとともに、広報みたか・ホームページ等で広く市民・関係団体等に情報提供を行います。	企画経営課 生活経済課
35	ストーカー行為、性暴力の防止に向けた啓発の実施	さまざまな機会を捉えて、暴力防止を啓発するとともに、相談窓口のさらなる周知を図ります。	企画経営課 子育て支援課

② 相談体制の充実

No.	事業	内容	主管課
36	こころの相談事業、男女平等参画相談員、婦人相談員、心のなやみ相談の実施（再掲 No. 7）	「こころの相談事業」カウンセラー及び男女平等参画相談員と市の関係部署で定期的に情報共有を実施するとともに、連携強化を図りながら、相談者のニーズに応じた相談体制の充実に取り組みます。さまざまなハラスメントやストーカー行為、性暴力による被害者からの相談にも関係機関と連携し、迅速に対応します。	企画経営課 子育て支援課 相談・情報課 関係各課
37	法的支援機関との連携（再掲 No. 8）	東京都の配偶者暴力相談支援センターである東京都女性相談センターや日本司法支援センター（法テラス）などとの連携を図り、早期に対応します。	企画経営課 子育て支援課 関係各課

③ ストーカー行為、性暴力による被害者に対する支援

No.	事業	内容	主管課
38	ストーカー行為、性暴力による被害者に対する支援	ストーカー行為、性暴力による被害者の生命の安全を最優先に、警察署や関係機関と連携し、迅速に対応します。被害者の状況に応じたていねいな支援に取り組みます。	子育て支援課 関係各課

施策(4) 人権としての性(注20)の尊重

<現状と課題>

性を広く人権の一つとして尊重する視点に立つことは、男女の性別を問わず一人ひとりがかけがえのない自分自身を大切にし、他者に対しても思いやりが持て、自他ともに尊重できる豊かな人間関係を築いていく基礎となります。市では、教育委員会と連携を図りながら、適切な人権教育を総合的に実施しているところです。引き続き一人ひとりの人権を尊重する教育を推進し、子どもたちからの意識醸成を図ります。

LGBT(注21)をはじめとする多様な性に対する社会的な関心が高まっており、LGBTの方々には、民間の調査で人口の約5～8%にあたると報告されるなど身近な存在である一方、周囲の先入観等により差別的な扱いを受けることもあり、すべての人が多様な性に関する正しい理解を深める必要があります。また、子どもたちから多様な性について正しい知識を身につけていくことも重要です。

<施策の方向性>

性を広く人権のひとつとして尊重する視点に立ち、多様な性への理解・尊重に向けた普及啓発や人権教育に取り組みます。また、学校において子どもたちが安心して相談できる体制づくりに取り組みます。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① 人権としての性の尊重の普及・啓発	継続			→
② 性の商品化(注22)への主体的で適切な判断力と批判力の形成に向けた啓発等の実施	継続			→
③ 多様な性への理解と尊重	推進			→

(注20) 人権としての性：性による差別や暴力等がなく、性に関して自ら責任のある決定を行う権利。性暴力や人身売買等からの自由も包含する考え方。

(注21) LGBT：レズビアン(L)ゲイ(G)バイセクシュアル(B)トランスジェンダー(T)などの性的マイノリティの総称のひとつ。近年では「SOG I」(性的指向(Sexual Orientation)、性自認(Gender identity)の英語の頭文字をとった略称)という表現も広まっている。「性的指向」は恋愛感情や性的関心がいずれの性別に向かうかといった好きになる相手の性別を、「性自認」は自分自身がどのような性別であると感じるかといった性の自己認識を表す。

(注22) 性の商品化：性的行為や性的欲求等をかきたてるようなものや表現が、商品として売買されること。

<事業概要>

① 人権としての性の尊重の普及・啓発

No.	事業	内容	主管課
39	啓発誌等を通じた人権としての性の尊重の普及・啓発	啓発誌や広報みたか・ホームページ等を積極的に活用し、さらなる普及・啓発を図ります。	企画経営課
40	性的被害の防止等も含めた発達段階に応じた性教育の実施	性教育に関する全体計画及び年間指導計画を作成するとともに、人権教育と関連させた性教育の充実を指導します。あわせて、SNSを媒介とした性被害防止について指導の充実を図ります。	指導課
41	CAP(注23)事業の実施	教育委員会と連携しながら、参加校、参加者の拡大を図りながら、引き続き学校・学童保育所単位、一般市民向けの「CAPワークショップ」を実施します。	企画経営課

(注23) CAP:Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の頭文字からとったもの。子どもはだれもが安心して、自信を持って、自由に生きる権利があるという考えに立ち、人権について学ぶとともに、いじめや誘拐、性暴力といったあらゆる種類の暴力から自分を守る方法を身につけることを目的とする参加体験型プログラム(ワークショップ)。子どもの年齢や発達段階に応じたプログラムと大人(保護者及び教職員等)向けプログラムがある。

② 性の商品化への主体的で適切な判断力と批判力の形成に向けた啓発等の実施

No.	事業	内容	主管課
42	人権を侵害する違法・有害なDVDや図書等の、青少年等からの隔離を含めた環境づくりの実施	不健全な図書類等の回収・廃棄処分を継続し、児童青少年の健全育成に悪影響を与えることを防止し、有害な図書やDVDなどから青少年等を守る環境づくりに取り組みます。	児童青少年課
43	性の商品化への主体的で適切な判断力と批判力の形成に向けた啓発の実施	機会を捉えて啓発誌や広報みたか・ホームページ等で啓発します。	企画経営課

③ 多様な性への理解と尊重

No.	事業	内容	主管課
44	多様な性への理解と差別防止に関する講座等の実施	講座や啓発誌、男女共同参画週間パネル展など、さまざまな機会を捉えて、多様な性に関する知識等の普及啓発を図ります。	企画経営課
45	性別等に関わらない相談事業の検討	人権としての性の尊重の観点からも性別等に関わらない相談事業を検討します。また、現状の相談窓口においても多様な性に関する相談に対応できることをリーフレット等で周知します。	企画経営課
46	児童生徒に対するきめ細やかな対応	全校で人権教育プログラムに基づく指導を行うとともに、三鷹市人権教育推進委員会をはじめとした教員研修を実施し、理解促進を図ります。	指導課
47	公共施設の配慮に向けた検討	公共施設の改修の際には、多様な性への配慮を踏まえた施設整備を検討します。	関係各課

目標 4 ライフ・ワーク・バランスと女性の活躍の推進

三鷹市女性活躍推進計画

施策(1) 家庭・地域生活と仕事の調和のとれた社会の実現

<現状と課題>

あらゆる人が、各人のライフサイクルやライフステージに応じて、職場・家庭・地域等において、いきいきとした生活を送るためには、生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）のとれた社会を実現していくことが重要です。

市では、平成 21（2009）年度の「仕事と生活の調和宣言都市」の決定を契機にさまざまな施策を展開し、平成 28（2016）年に、英語の「ライフ」が意味する市民の「人生」「生命」「生活」を最初に置いて進めることとし、「生活と仕事の調和」すなわち「ライフ・ワーク・バランス」と語順を改め、「ライフ」のあり方を出発点に、ライフ・ワーク・バランスの推進に取り組んでいます。

平成 28（2016）年度に実施した「市内企業・事業所および従業員のライフ・ワーク・バランスに関する意識・実態調査」（以下、「LWB意識調査」という。）によると、「仕事と家庭生活をともに優先することが理想」と考える人が 38.5%と最も高い一方、実際には「仕事を優先」と答えた人が 49.7%と最も高くなりました。この理想と現実の乖離は、男女ともに同様の傾向があり、この乖離が、ライフ・ワーク・バランスが取れていないと感じさせるものと推察されます。

また、男性の育児に対する事業所の考えについて、LWB意識調査によると、男性従業員が育児に関わることにに対して「必要な時期はある程度職場も協力する必要がある」とした事業所が 5割強を占めた一方、「やむを得ないが、仕事に支障はないようにしてほしい」とした事業所も約 2割となっています。また、市内企業等における男性の育児休業取得率は 5%未満と低調なことから、性別を問わず家事・育児・介護等の家庭生活と仕事を両立できるよう、一人ひとりの意識改革が必要です。加えて、女性がライフステージを問わず活躍するためには、男性が家事・育児・介護等を行うことへの社会的理解を広めていく必要があります。

<施策の方向性>

家庭・地域生活と仕事の調和のとれた社会の実現に向けて、引き続き啓発誌や講座等を通じて、市民及び市内企業等にライフ・ワーク・バランスの推進を呼びかけていきます。

また、働き方改革を推進する中で男性が家事・育児・介護等の家庭生活や地域活動に参画しやすくなるよう啓発に取り組むとともに、家事・育児・介護等の家庭生活や地域活動に関する情報の充実を図り、情報内容にあわせて、子育て世代をはじめとして適確に周知していきます。

なお、中期計画期間（平成 27（2015）～30（2018）年度）において、市におけるライフ・ワーク・バランスの推進や働き方改革の取り組みが進んだことから、女性活躍推進法に基づく「三鷹市女性活躍推進計画」を行動計画に包含する形で策定します。あわせて、国の基本方針等に沿って、男性の家事・育児・介護等への参加促進など、女性活躍の推進に向けた新たな施策を追加し、充実を図ります。

<目標指標>

男女平等参画指標：生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）という言葉を見聞きしたことのある人及び内容も知っている人の割合

項目	計画策定時 (平成22年) (2010)	前期実績値 (平成26年) (2014)	中期目標値 (平成30年) (2018)	中期実績値 (平成30年) (2018)	目標値 (令和4年) (2022)
言葉を見聞きしたことのある人の割合	47.0%	65.7%	70.0%	74.9%	75.0%
内容も知っている人の割合(※)	—	33.4%	40.0%	41.4%	45.0%

(※) 平成26(2014)年度の「男女平等に関する意識調査」から、国の調査項目に合わせて、新たに「内容も知っている人」の割合を指標に加えている。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた普及啓発	推進			→
② 男性の家庭生活や地域活動への参加促進	実施			→

<事業概要>

① ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた普及啓発

No.	事業	内容	主管課
48	啓発誌等を通じた啓発の実施	啓発誌や広報みたか・ホームページ等での啓発に取り組むとともに、横断幕等を活用した啓発にも引き続き取り組みます。	企画経営課 生活経済課

② 男性の家庭生活や地域活動への参加促進

No.	事業	内容	主管課
49	男性の家庭生活や地域活動への参加に向けた啓発の実施	男女平等参画パネル展や啓発誌、講座等を通じて、男性の家庭生活や地域活動への参加に向けた意識啓発を図ります。	企画経営課
50	男性向け育児・子育て講座等の実施及び情報提供の充実	「父親講座」(プレパパを含む)などを開催し、男性の育児・子育てへの参加を促します。あわせて、参加者同士の学び合いや仲間づくりの場となるような事業展開を検討します。	健康推進課 子ども発達支援課
51	各地域におけるコミュニティ活動に関する情報提供の充実	ホームページ等を活用した市内各地域のコミュニティ活動に関する情報提供を行うとともに、コミュニティ・センター等での啓発等に取り組みながら、市民の地域活動への参加を促進します。	企画経営課 コミュニティ創生課
52	市内で主に活動する団体に対する情報提供等の支援の実施	市内活動団体のチラシ等の配布を実施するなど、地域活動に関する情報提供を支援します。	コミュニティ創生課 (市民協働センター) 生涯学習課 (生涯学習センター)

施策(2) 就労の場における男女平等参画・多様な働き方の推進

＜現状と課題＞

男女雇用機会均等法や女性活躍推進法をはじめとする、男女平等参画を実際に進めていく上で重要となる関連法令等の改正に伴い、機会を捉えて事業者等に就労及び女性活躍推進を呼びかける取り組みが必要です。市では、関連機関等と連携を図り情報を共有しながら、市内の事業者等に情報提供を行い、ライフ・ワーク・バランスの実現とあわせて啓発に取り組んでいるところです。

平成 29 (2017) 年度からは「三鷹版 働き方改革応援事業」として、子育て中の市民のライフスタイルにあわせた起業支援を行う「ファブスペースみたか」を開設したほか、市内のモデル企業に社会保険労務士を派遣し、働き方改革を支援するとともに、モデル企業の取り組み事例発表や無料相談会、働き方改革応援セミナーなどを実施し、就労の場におけるライフ・ワーク・バランス推進の啓発を行っています。

＜施策の方向性＞

市内の事業者等に向けて、厚生・労働分野における法制度等の新しい情報を提供するなど、職場における男女平等参画や女性活躍の推進を呼びかけていきます。あわせて、職場におけるハラスメント防止についても積極的に啓発します。

男女がともに家庭、職場、そして地域でライフ・ワーク・バランスの実現を図ることは、男女平等参画社会の実現につながることから、さまざまな支援体制の充実を積極的に図ります。

また、女性の就職・再就職に向けた能力・技術の習得や、社会的な貢献だけでなく自己実現にもつながる起業等を関係機関等と連携しながら支援するほか、ライフステージに応じた女性自身の自立した生活への取り組みを検討します。あわせて、市民のライフスタイルに合わせた起業や共同運営の支援など、事業主、従業者、市民の三者を視野に入れたライフ・ワーク・バランスの取り組みを積極的に展開します。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① 男女平等参画関連情報の 市内事業者等への啓発	推進			→
② 事業者・従業員のライ フ・ワーク・バランスの実現 に向けた取り組み	推進			→
③ 積極的改善措置（ポジテ ィブ・アクション）（注24）の 実施	推進			→
④ 女性の職業生活における 活躍の推進に向けた理解促 進	推進			→
⑤ 多様な働き方の推進	推進			→

（注24）積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

<事業概要>

① 男女平等参画関連情報の市内事業者等への啓発

No.	事業	内容	主管課
53	法改正情報、厚生労働分野における新しい情報の市内事業者への提供	広報みたか・ホームページ等で労働環境の整備等の周知・啓発を行います。	企画経営課 生活経済課
54	被雇用者に対する就労に関する情報提供及び相談体制の充実	「しごとの相談窓口」を引き続き毎月1回開設するとともに、相談窓口ガイドブックを作成し、就労支援等に関する情報提供を行います。	生活経済課
55	職場におけるハラスメントの防止に向けた啓発の実施（再掲No. 34）	商工会等関係団体へチラシを配布し情報提供を行うとともに、広報みたか・ホームページ等で広く市民・関係団体等に情報提供を行います。	企画経営課 生活経済課

② 事業者・従業員のライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組み

No.	事業	内容	主管課
56	市内事業者等に向けたライフ・ワーク・バランスの啓発誌等を通じた啓発活動の実施	講座や啓発誌、横断幕等を活用し啓発を引き続き実施します。	企画経営課 生活経済課
57	「三鷹版 働き方改革応援事業」の実施及び好事例等の情報提供	「三鷹版 働き方改革応援事業」は、市内企業等がより自発的・自律的に働き方改革に取り組むことを重視した手法に切り替えるとともに、働き方改革推進企業の認定制度の検討など幅広い働き方改革の支援に取り組みます。 また、モデル事業での好事例や国・東京都の制度等を市内企業等へ周知し、市全体のライフ・ワーク・バランスの推進を目指します。	企画経営課 生活経済課

③ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実施

No.	事業	内容	主管課
58	講座等を通じた就職・再就職に向けた能力・技術の習得支援の実施	講座等を通じたICT技術等や専門性の高い技術の習得支援を引き続き実施し、就職・再就職を支援します。	生活経済課 (まちづくり三鷹) 企画経営課 (ネットワーク大学)
59	講座等を通じた地域における起業支援の実施	さまざまな事業や講座等を実施し、市民の起業を支援します。また、「ファブスペースみたか」の活用と商品化に向けたセミナー及びワークショップ等を通じた多様な働き方の創出を行います。	生活経済課 (まちづくり三鷹) 企画経営課 (ネットワーク大学)
60	東京都等の関係機関との連携による情報共有及び講座等の実施	関係機関と協働で女性向け就職支援セミナーを引き続き開催するとともに、市内事業者と就業希望者の交流会を実施し、女性の就職・再就職を支援します。	生活経済課

④ 女性の職業生活における活躍の推進に向けた理解促進

No.	事業	内容	主管課
61	市民・事業者等への情報提供	国・東京都・他自治体での女性活躍推進に関する講座等の情報を含め、企画展示、啓発誌、広報みたか・ホームページ等により、広く市民・事業者へ情報提供を行います。	企画経営課 生活経済課

⑤ 多様な働き方の推進（ダイバーシティ&インクルージョン）（注25）

No.	事業	内容	主管課
62	多様な働き方への支援	女性、若者、シニア世代など誰でも自分らしく働けるよう、就職・再就職等に向けた技術等習得講習や就職セミナーを開催するとともに、これまでの就業形態にとらわれない多様化する働き方への支援を行います。 また、「三鷹版 働き方改革応援事業」や講座等を通じて多様な働き方に関する啓発を行います。	企画経営課 生活経済課

（注 25）ダイバーシティ&インクルージョン：Diversity and Inclusion（多様性の受容）をいう。組織における人材の多様性という意味にとどまらず、性別や国籍、年齢などに関わらず、一人ひとりが持つ違いを受け入れ、それぞれを価値として認め、多様な個性として活かす考え方。現在では、民間企業を中心に、企業戦略としての組織改革の一環として研究・導入が進められている。

施策(3) 市の率先行動

<現状と課題>

市は、市内における男女平等参画施策の推進主体であると同時に、市役所自体が一つの事業所でもあります。市民や市内事業者に対して、男女平等参画施策の推進協力を求めるにあたっては、まず市役所自体がリーダーシップを取り、率先して取り組みを進めていくことが大変重要です。

市では、ライフ・ワーク・バランスの実現とあわせて、職場における男女平等参画施策を推進しています。平成 28 (2016) 年には、「女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画 前期計画」(注 26) を策定し、市職員の職業生活における活躍を推進するとともに、これらの計画の取組状況を公表しています。平成 30 (2018) 年には、「三鷹市職員の働き方改革推進基本方針」及び「三鷹市立学校における働き方改革プラン」を策定し、市職員及び教職員のライフ・ワーク・バランスの推進に向けて積極的に取り組んでいます。

また、市職員の管理職に占める女性の割合の拡大に向けて取り組みを進めていますが、最終目標値に向けてさらなる取り組みが不可欠です。

<施策の方向性>

「三鷹市特定事業主行動計画 (後期計画)」、「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、働き方改革に積極的に取り組み、職場だけでなく家庭や地域などさまざまな場面で活躍できるよう、市職員及び教職員のライフ・ワーク・バランスのさらなる推進を目指します。

また、市職員の管理職に占める女性の割合の拡大に向けて取り組んでいきます。

<目標指標>

男女平等参画指標：市職員の管理職に占める女性の割合

項目	計画策定時 (平成 22 年) (2010)	前期実績値 (平成 26 年) (2014)	中期目標値 (平成 30 年) (2018)	中期実績値 (平成 30 年) (2018)	目標値 (令和 4 年) (2022)
市職員の管理職に 占める女性の割合	21.1%	22.7%	25.0%	26.5%	30.0%

(注 26) 特定事業主行動計画：女性活躍推進法 (平成 28 (2016) 年 4 月 1 日完全施行) に基づき、各自自治体が事業主 (雇用主) の立場として女性職員の活躍のために作成する計画。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① 「三鷹市特定事業主行動計画」に基づく全ての職員の活躍推進	推進			→
② 市職員に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実施	強化			→
③ 市職員の働き方改革によるライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組みの実施	強化			→
④ 職場環境の整備	推進			→
⑤ 教職員のライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組みの実施	強化			→

<事業概要>

① 「三鷹市特定事業主行動計画」に基づく全ての職員の活躍推進

No.	事業	内容	主管課
63	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（後期計画）の策定及び達成に向けた取り組みの実施	能力を十分に発揮できる環境づくりに向けて取り組みを推進するとともに、「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画（後期計画）」に基づき、目標数値や取組状況を公表しながら、取り組みを推進します。	職員課 関係各課

② 市職員に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実施

No.	事業	内容	主管課
64	管理職に占める女性の割合の拡大に向けた取り組みの推進	昇任昇格選考において、募集時の通知に男女平等参画の視点と女性の積極的応募への期待を示すとともに、育児休業等を取得した場合のキャリアモデルを提示するなど、女性の受験者拡大に向けた取り組みを推進します。	職員課

③ 市職員の働き方改革によるライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組みの実施

No.	事業	内容	主管課
65	市職員の有給休暇等取得率増加に向けた取り組みの実施	年次有給休暇の取得促進と計画的使用の周知を図るとともに、介護休暇に関する諸制度の周知を図り利用促進に取り組めます。	職員課 全庁
66	市職員の超過勤務時間削減に向けた取り組みの実施	「完全一斉定時退庁日」、「ライフ・ワーク・バランス推進デー」及び「絶対退庁時間」の徹底を継続して実施するとともに、管理・監督職の職員が、率先して定時退庁に努め、職員の意識改革を図ります。各課の主体的な業務改善・効率化、働きやすい職場環境づくりなどに取り組めます。	職員課 全庁
67	男性職員の育児休業等取得の推進	男性職員の育児休業取得率 50%を目標とします。出産介護休暇及び育児参加休暇については、取得対象となったすべての男性職員が、両休暇を取得するとともに、合計5日以上取得することを推進します。	職員課 全庁

④ 職場環境の整備

No.	事業	内容	主管課
68	ハラスメントのない職場づくりに向けた取り組みの実施	男女平等参画意識を醸成する定期的な職員研修を引き続き実施します。あわせて、セクシュアル・ハラスメント苦情相談処理委員会での対応案件にパワハラを含めることとし、ハラスメントのない職場づくりに取り組めます。	職員課 全庁
69	多様で柔軟な働き方に対応した取り組みの実施	「三鷹市職員の働き方改革推進基本方針」に基づき、時差勤務を本格的に導入し、柔軟な働き方を推進します。	職員課 全庁

⑤ 教職員のライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組みの実施

No.	事業	内容	主管課
70	「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づく取り組みの推進	「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、教員が担うべき業務に専念できる環境整備、教員の意識改革、部活動の適正化を柱に、学校の業務改善と働き方改革に取り組みます。	指導課

目標 5 あらゆる分野・世代における男女平等参画を支える社会づくり

施策(1) 政策形成過程への女性の参画推進

<現状と課題>

市政に関する政策検討の場である市の行政委員会・審議会等に、女性を積極的に登用し、幅広い市民層から多様な意見を聴くことは、市の施策に反映していく上で大変重要です。

平成 30（2018）年度における市の行政委員会・審議会等の女性比率は、36.6%です。市では、市民公募委員を登用する際に、「市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」に基づき、男女の構成の均衡を図るよう努めていますが、中期目標値 46.0%には至りませんでした。政策形成過程への女性の参画を推進するには、女性が参画しやすいよう配慮する必要があります。

<施策の方向性>

行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けて、女性候補者推薦への協力などを通して女性委員割合比率の向上に取り組むほか、引き続き周知を図り、女性が参加しやすいよう運営方法等の改善を呼びかけます。

<目標指標>

男女平等参画指標：市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合

項目	計画策定 (平成 22 年) (2010)	前期実績値 (平成 26 年) (2014)	中期目標 (平成 30 年) (2018)	中期実績値 (平成 30 年) (2018)	目標値 (令和 4 年) (2022)
市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合	38.8%	36.1%	46.0%	36.6%	50.0%

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
① 行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けた取り組みの推進	継続			→
② 男女比率、活動時間、運営方法等に対する配慮	継続			→

<事業概要>

① 行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けた取り組みの推進

No.	事業	内容	主管課
71	行政委員会・審議会等の男女比率の均衡化に向けた取り組みの実施	「三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」の趣旨に基づき、委員等の選任を行うとともに、審議会等の主管部署へ周知等を行い、男女比率の均等に努めます。	企画経営課 各主管課
72	市内関係団体等への女性役員の登用の呼びかけの実施	啓発誌等を通じて、積極的な女性の採用や女性役員の登用に向けた周知を行います。	企画経営課 各主管課

② 男女比率、活動時間、運営方法等に対する配慮

No.	事業	内容	主管課
73	市内関連団体等への男女比率の均衡に向けた呼びかけの実施	機会を捉えて男女比率の均衡に向けて周知を図ります。	企画経営課 各主管課
74	多様な市民が参加できるよう、市で実施する会議等の開催曜日・時間帯等への配慮の要請	庁内推進連絡会議等で、市民が参加する会議の際は多様な市民が参加できるように日程等を配慮するよう、関係各課へ引き続き要請します。	企画経営課 各主管課

施策(2) 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進

<現状と課題>

近年発生した東日本大震災、熊本地震、大阪府北部地震、西日本豪雨をはじめとした各地の災害では多くの犠牲者、被災者が出ました。日本は、地震や台風が多く、日頃から災害に対する備えを各個人・家庭・職場・地域等で行っておくことが極めて重要です。

市では、地域防災計画に定めている女性・乳幼児等への支援に対する予防・応急対策を推進しています。避難所運営連絡会開催時には、女性の参画を各自主防災組織に促すとともに、避難所運営マニュアル(注27)には、女性専用室の確保等の女性のニーズに配慮した避難所の設営及び運営を行う取り組みを進めているところです。引き続き男女平等参画の視点を取り入れながら災害への備えに取り組むことが大切です。また、LGBTなどの多様な性に関する視点をもって柔軟に対応していくことも必要になってきています。

<施策の方向性>

市では、被災後の活動に女性の視点を導入するだけでなく、日頃からの取り組みにも女性の視点を導入するなど、積極的な取り組みを進めます。地域防災計画の改定においては、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点等に配慮した地域防災計画となるよう取り組みます。また、避難所運営における女性の管理責任者を配置するなど、女性の参画をより一層推進し、女性の視点を取り入れた避難所運営準備を推進します。あわせて、多様な性への配慮と対応についても検討します。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進	推進			→

(注27) 避難所運営マニュアル：阪神・淡路大震災における避難所の混乱という教訓のもとに、直接的に避難所運営に関わる人の具体的な行動計画として作成されたもの。なお、平常時から避難所に関わる人々や組織のネットワーク化を図り、お互いが一体感を持って行動できるような条件づくりを目指し、避難所施設となる各小中学校長、住民協議会、自主防災組織、防災関係機関等と協議を重ねて作成されている。

<事業概要>

① 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進

No.	事業	内容	主管課
75	男女平等参画の視点に立った防災活動等に関する情報収集と情報共有の実施	国・東京都・他自治体等からの防災活動に関する情報を収集し、情報共有を図ります。	企画経営課 防災課
76	地域防災計画改定時における男女平等参画の視点の反映	男女のニーズの違いなどを踏まえ、男女双方の視点等に配慮しながら地域防災計画の改定に反映します。	防災課
77	避難所運営マニュアルにおける男女平等参画の視点の尊重と反映	避難所運営において女性の管理責任者を配置するなど、女性の参画をより一層推進し、女性の視点を取り入れた避難所運営準備を推進します。	防災課

施策(3) 生涯を通じた男女の健康づくり支援

<現状と課題>

男女がともに生涯を通じて健康の保持と増進に努め、いきいきと日常生活を送るために、市ではさまざまな支援をしていく必要があります。特に女性は妊娠や出産といった生殖機能を有し、男性と異なる健康上の問題に直面することから、女性の生涯を通じた健康と権利が重要な人権の一つであるという認識のもと、市では、妊娠期での妊婦健康診査や「ゆりかご面接」、子宮がん・乳がん検診など、女性がそれぞれのライフスタイルやライフステージに応じて、多様で自立した生き方を選択できる基礎となる健康づくり支援を進めています。あわせて、各種健康講座、パパとこどもの食育教室、男性の料理教室等を住民協議会と協働で開催するほか、「みたかケンコウデスカ?デー」を開催し、男女のライフステージに応じた健康づくりを推進しているところです。新たな健康課題に対しても引き続き啓発していく必要があります。

<施策の方向性>

男女の性別を問わず、一人ひとりが健康で文化的な生活を送ることは、個人が日頃から主体的に取り組むべき課題ですが、男女が相互の身体上の特性を十分に理解するとともに、女性の生涯を通じた健康と権利が、女性の重要な人権の一つであると理解し尊重する意識を育むことも重要です。市では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」(注28)の視点をもって啓発等を図るとともに、健康に関する啓発事業及び健康増進を支援する施策を、三鷹市総合保健センターを核とした総合的な健康増進事業を展開するなど、男女の健康づくりを「健康福祉総合計画 2022」に基づき実施します。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① 男女の生涯を通じた健康支援	推進			→
② 母子保健・医療等の推進	推進			→
③ 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ(総合保健センター)を核とした総合的な健康増進事業の展開	推進			→

(注28) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

<事業概要>

① 男女の生涯を通じた健康支援

No.	事業	内容	主管課
78	男女の生涯を通じた健康支援	各種健康講座、パパとこどもの食育教室、男性の料理教室等を住民協議会と協働で開催するなど、男女のライフステージに応じた健康づくりを推進します。	健康推進課

② 母子保健・医療等の推進

No.	事業	内容	主管課
79	母子保健・医療等の推進	妊娠期から子育て期を切れ目なく支援するため、妊婦面接（ゆりかご面接）を実施するなど、妊娠期から家族全員の健康づくりを推進します。	健康推進課

③ 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ（総合保健センター）を核とした総合的な健康増進事業の展開

No.	事業	内容	主管課
80	三鷹中央防災公園・元気創造プラザ（総合保健センター）を核とした総合的な健康増進事業の展開	三鷹中央防災公園・元気創造プラザ内スポーツ施設等とも連携した施策の展開など、男女の生涯を通じた健康づくりを支援します。	健康推進課

施策(4) 子育て支援の充実

<現状と課題>

子どもの健康と安全を守り、安心して保育・教育サービスが受けられるようにすることは、今では子育てをしている家庭だけの課題ではなく、社会全体の課題といえます。そのためには、子どもの成長を地域全体で見守り、支えていくという視点とともに、子どもを虐待から守るという視点が重要になってきます。市では、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実に取り組んでいます。

平成 28 (2016) 年度に実施した「市内企業・事業所および従業員のライフ・ワーク・バランスに関する意識・実態調査」において、ライフ・ワーク・バランスの推進にあたり行政に対する期待として、「保育所、学童保育、介護施設等の充実」が最も高くなっています。また、「ライフ・ワーク・バランス推進の必要性等の普及啓発」や「男性の家事、育児、介護等への参加を促す啓発」なども割合が高くなっていることから、引き続き啓発に取り組む必要があります。

<施策の方向性>

市では、すべての子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支える環境の整備・充実を図るため、「三鷹市子ども・子育て支援ビジョン 第2期三鷹市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的な子育て支援の充実に取り組みます。

また、子育ては、これまでその多くの役割を女性が担ってきましたが、男性も子育てに積極的に関わることができる社会づくりが重要です。男女がともにそれぞれの家庭・職場・地域等で、ライフスタイルやライフステージに応じた多様な生き方を選択できるように、啓発と各事業の推進を図ります。あわせて、子どもの養育や経済的困難などさまざまな課題への対応が求められるひとり親家庭等については、関係部署及び「子ども家庭支援ネットワーク」を活用した専門機関等との連携を一層強化し、各家庭のニーズに応じた支援を実施します。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った子育て支援の実施	推進			→

<事業概要>

① ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った子育て支援の実施

No.	事業	内容	主管課
81	子育てしやすい環境づくりに向けたライフ・ワーク・バランスの推進 (目標4参照)	性別を問わず子育てに積極的に参加できるよう、働き方改革の啓発をはじめ、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けて取り組みます。	企画経営課 関係各課
82	健やかに育つための子ども・家庭支援	親子を対象にした育児支援講座等を開催し、男性の育児参加の促進を図ります。 また、多様化するひとり親家庭等のニーズを把握し、支援を必要とする家庭に必要な支援が確実に届くよう、関係機関の連携を一層強化し重層的な支援を実施します。	子ども発達支援課 子育て支援課

施策(5) 介護保険事業の充実

<現状と課題>

現在の日本の総人口（1億2,625.4万人、平成31（2019）年4月1日（確定値））に対する65歳以上の高齢者人口（3,575.2万人）の割合は、28.3%と過去最高となっており、この割合は年々上昇し、2040年には35.3%に達することが見込まれ、市においても同様の傾向を推計しています。このような高齢社会への移行に伴い、家族や地域社会のあり方も変化してきています。平成12（2000）年に創設された介護保険制度も20年が経過し、介護サービスの利用者も着実に増加する一方、市も介護サービスの充実や基盤整備、地域での助け合いの仕組みづくりなどに取り組んでいます。

家庭における高齢者介護の負担が、一方の性に特に偏ることなく、男女が共に介護に取り組む意識を持つことは、大変重要な課題です。

今後、仕事と介護を両立させていく必要のある人が増加することが予想されることから、介護サービスの充実や「地域包括ケアシステム」の深化・推進により、支える側への支援もますます重要となっています。

<施策の方向性>

市では、高齢者が安心して生活を送ることができる地域社会の実現を目指して、「健康福祉総合計画 2022」に基づき、総合的かつきめ細かな施策・事業の推進に努めていきます。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った介護保険事業の実施	推進			→

<事業概要>

① ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った介護保険事業の実施

No.	事業	内容	主管課
83	ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った介護保険事業の実施	男女が共に介護を担うとともに、仕事と介護が両立できるよう、支える側への必要な介護サービスの提供に向けて、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営に努めるとともに、介護給付費等の適正化に努めます。	高齢者支援課

施策(6) 高齢者・障がい者への支援

<現状と課題>

高齢者や障がい者等すべての市民にとって、身近なふれあいのある地域で、安全で安心していきいきと自立した生活を送ることは、大変重要なことです。また、地域で暮らす人々が、互いに助け合える関係を築き、温もりのある地域社会を実現する「コミュニティ創生」に向けた共助の仕組みづくりが求められています。

<施策の方向性>

市では、高齢者や障がい者等が安心して生活を送ることができる地域社会の実現を目指して、「健康福祉総合計画 2022」に基づき、総合的かつきめ細かな施策・事業の推進に努めていきます。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った高齢者支援の実施	推進			→
② ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った障がい者支援の実施	推進			→

<事業概要>

① ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った高齢者支援の実施

No.	事業	内容	主管課
84	ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った高齢者支援の実施	介護者談話室、男性介護者交流会の開催をとおして、介護に対する男性の参加促進を図るとともに、男性が介護に参加できる環境の整備に引き続き取り組みます。	高齢者支援課

② ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った障がい者支援の実施

No.	事業	内容	主管課
85	ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った障がい者支援の実施	男性ヘルパー不足を解消し、同性介護が十分できるよう、引き続きガイドヘルパーの養成を行い、障がい者の社会参加の促進を図ります。	障がい者支援課

目標 6 推進体制の整備

施策(1) 女性センター機能(注29)の充実・活性化

<現状と課題>

市では、男女平等参画に関する市民の自主的な活動と交流を行うための施設として、中央通りタウンプラザ(注30)4階に女性交流室を設置しています。女性交流室は、男女平等参画施策に関連する資料が閲覧できるだけでなく、貸会議室としても利用されていますが、利用率は低調のまま推移しており、女性交流室の周知が必要です。また、各種相談窓口の紹介や情報提供を行う男女平等参画情報提供コーナーを市役所3階に設置していますが、引き続き女性センター機能の充実に取り組む必要があります。

<施策の方向性>

女性交流室の利用率向上に向けて、「女性交流室登録団体」との連絡会を開催し、利用状況等を共有しながら施設のさらなる利活用などについて検討します。また、女性交流室の男女平等参画に関連する資料等の配架方法を工夫するとともに、リーフレット等を活用し、さらなる周知を図ります。加えて、生涯学習センター等と連携するほか、駅前再開発の進捗等を踏まえて検討を進める「多文化共生センター(仮称)」について、「共生」を広く人権として捉え、男女平等などの視点を含めた検討を行うなど、女性センター機能の充実と活性化を図ります。

<目標指標>

男女平等参画指標：女性交流室の利用率

項目	計画策定時 (平成22年度) (2010)	前期実績値 (平成26年度) (2014)	中期目標値 (平成30年度) (2018)	中期実績値 (平成30年度) (2018)	目標値 (令和4年度) (2022)
女性交流室の 利用率	17.4%	35.1%	40.0%	25.6%	50.0%

(注29) 女性センター機能：「女性センター」は、国や自治体で設置している男女平等参画を推進するための活動拠点としての施設のことで、「男女平等推進センター」や「男女平等参画センター」等の呼び方がある。市の「女性交流室」、国の「国立女性教育会館」、東京都の「東京ウィメンズプラザ」が「女性センター」に該当する。女性センターの主な「機能」は、(1)情報収集、(2)学習、(3)相談、(4)調査研究、(5)交流である。

(注30) 中央通りタウンプラザ：下連雀3丁目にある市の複合施設。1階には店舗、2階には保育園、3階には子ども家庭支援センター、4階には国際交流センター及び女性交流室が入っており、5～8階は住宅部分となっている。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① 女性センター機能の充実・活性化	継続			→
② 生涯学習センターとの連携	継続			→

<事業概要>

① 女性センター機能の充実・活性化

No.	事業	内容	主管課
86	女性交流室登録団体との定期的な連絡会の開催	女性交流室登録団体との連絡会を開催し、女性交流室のさらなる活性化に向けた情報収集を行い、利便性及び利用率の向上を図ります。	企画経営課
87	広報誌等を通じた女性交流室のさらなる利用促進に向けた啓発	啓発誌やリーフレット、広報みたか・ホームページ等により、女性交流室のPRを行います。	企画経営課
88	市内公共施設における男女平等参画に関する資料の市民向け提供の実施	啓発誌や図書目録、講座チラシなど、男女平等参画に関する資料を市内公共施設に配架し、市民へ情報提供します。	企画経営課 コミュニティ創生課（市民協働センター） 生涯学習課（生涯学習センター） 図書館
89	「多文化共生センター（仮称）」における女性センター機能に関する検討	三鷹駅前再開発事業の進捗を踏まえて検討を進める「多文化共生センター（仮称）」について、「共生」を広く人権として捉え、男女平等や女性センター機能の視点も含めて検討していきます。	企画経営課

② 生涯学習センターとの連携

No.	事業	内容	主管課
90	三鷹中央防災公園・元気創造プラザ「生涯学習センター」との連携による機能の充実	女性センター機能の充実を図るため、生涯学習センターでの事業において男女平等参画に関する講座の実施を検討します。	企画経営課 生涯学習課（生涯学習センター）

施策(2) 推進体制の整備

<現状と課題>

この計画を推進していく主体は市ですが、男女平等参画社会の実現を図るためには、市民及び事業者等との協働で進めていくことが不可欠です。また、この計画を着実に推進し、実効性を高めていくため、定期的な点検や評価を行い、施策・事業にフィードバックする仕組みとして、平成 18（2006）年に設置した男女平等参画審議会への報告・確認とともに意見を聴取・反映しています。

<施策の方向性>

市政全般に渡る男女平等参画施策を総合的に推進するために、庁内関係各課等が連携した取り組みを進めます。今後も、男女平等参画審議会での報告・評価をはじめ、定期的な点検・評価・公表・フィードバック・施策への反映を行うことで、実効性のある計画になるよう努めます。

<実施時期>

目標	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① 男女平等参画審議会の活用	推進			→
② 庁内推進連絡会議による連携	継続			→
③ 関係団体等との連携・協力の推進	推進			→
④ 男女平等参画に関する意識・実態調査の実施	—	調査・研究	準備	実施
⑤ 国・東京都への要望	継続			→

<事業概要>

① 男女平等参画審議会の活用

No.	事業	内容	主管課
91	男女平等参画審議会への行動計画の進捗状況の定期的な報告と審議会からの施策・事業等へのフィードバック	「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第2次改定）」の取り組み状況などを報告し、ご意見をいただき、施策等に反映していきます。	企画経営課

② 庁内推進連絡会議による連携

No.	事業	内容	主管課
92	庁内推進連絡会議による連携	引き続き「庁内推進連絡会議」を開催し、さらなる情報共有と連携を図りながら、男女平等参画を全庁的な取り組みとして推進します。	企画経営課 関係各課

③ 関係団体等との連携・協力の推進

No.	事業	内容	主管課
93	関係団体等との連携・協力の推進	男女平等参画の推進に向けて、男女平等参画啓発誌「Shall we?」の市民編集委員との協働や女性交流室登録団体との連携手法の充実を図ります。 また、配偶者等暴力防止に向けて、関係機関等との連携を強化します。	企画経営課 関係各課

④ 男女平等参画に関する意識・実態調査の実施

No.	事業	内容	主管課
94	男女平等参画に関する意識・実態調査の実施	基本計画及び行動計画の策定にあわせて、男女平等参画に関する意識・実態調査を実施し、結果を反映します。	企画経営課

⑤ 国・東京都への要望

No.	事業	内容	主管課
95	国・東京都への要望	男女平等参画に関する諸課題について、機会を捉えて国・東京都に要望します。	企画経営課

参考資料

1	男女共同参画社会基本法	P. 63
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	P. 67
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	P. 73
4	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	P. 78
5	東京都男女平等参画基本条例	P. 79
6	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例	P. 80
7	三鷹市女性憲章	P. 82
8	三鷹市男女平等参画条例	P. 82
9	三鷹市生活と仕事の調和推進宣言	P. 83
10	第4次三鷹市基本計画（第2次改定）（抜粋） 第1部－第3 男女平等参画社会の実現	P. 84
11	男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 第2次改定の経過	P. 87
12	男女平等参画の主な動き	P. 88

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会

における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援

するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができない。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。
- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。
- 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講ずること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。
- 一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズマン的機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。
- 一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な 法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。
- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日 法律第三十一号)

改正 平成一六年六月二日法律第六四号
同一九年七月一日同第一一三号
同二五年七月三日同第七二号
同二六年四月二三日同第二八号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救
済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者
からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的
自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加える
ことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとな
っている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者
を保護するための施策を講ずることが必要である。この
ことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国
際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの
暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制
定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な
攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをい
う。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響
を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二におい
て「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配
偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者
が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっ
ては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体
に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして
いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上
婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚した
と同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防
止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、
その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣
及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項におい
て「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防
止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な

方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項におい
て「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条
第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村
基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ
うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協
議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道
府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下
この条において「都道府県基本計画」という。)を定
めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定
めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針
に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市
町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下
この条において「市町村基本計画」という。)を定め
よう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町
村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、
これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県
基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な
助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談
所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者
暴力相談支援センターとしての機能を果たすように
するものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設におい
て、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとして
の機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力
の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行
うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第六十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和二十九年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に

に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関

係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めに足る申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めに足る申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めに足る申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分

を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正）

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合

を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合には、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以

下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられる

ものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日 法律第六十四号)

改正 平成二十九年三月三十一日法律第一四号
令和元年六月五日同第二四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方

公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組

に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出を

して労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正）

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職

業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年五月二十三日 法律第二十八号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

東京都男女平等参画基本条例

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第三条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

- 一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

(都の責務)

第四条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

(都民の責務)

第五条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(都民等の申出)

第七条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

第二章 基本的施策

(行動計画)

第八条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かななければならない。

4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(情報の収集及び分析)

第九条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

(普及広報)

第十条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(年次報告)

第十一条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第三章 男女平等参画の促進

(決定過程への参画の促進に向けた支援)

第十二条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の促進)

第十三条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。

- 2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。
- 4 知事は、第二項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

第四章 性別による権利侵害の禁止

第十四条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

第五章 東京都男女平等参画審議会

(設置)

第十五条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第十六条 審議会は、知事が任命する委員二十五人以内をもって組織する。

2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。

(専門委員)

第十七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

第十九条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

東京は、首都として日本を牽引するとともに、国の内外から多くの人々が集まる国際都市として日々発展を続けている。また、一人一人に着目し、誰もが明日に夢をもって活躍できる都市、多様性が尊重され、温かく、優しさにあふれる都市の実現を目指し、不断の努力を積み重ねてきた。

東京都は、人権尊重に関して、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまでも東京都人権施策推進指針に基づき、総合的に施策を実施してきた。今後さらに、国内外の趨勢を見据えることはもとより、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック

第一章 オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

(目的)

第一条 この条例は、東京都（以下「都」という。）が、啓発、教育等（以下「啓発等」という。）の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とする。

(都の責務等)

第二条 都は、人権尊重の理念を東京の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する都市をつくりあげていくため、必要な取組を推進するものとする。

2 都は、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が実施する人権尊重のための取組について

憲章にうたわれる理念が、広く都民に浸透した都市を実現しなければならない。

東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、都民全ての願いである。

東京都は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを改めてここに明らかにする。そして、人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していくことを決意し、この条例を制定する。

協力するものとする。

3 都民は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、人権尊重の理念について理解を深め、その事業活動に関し、人権尊重のための取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

第二章 多様な性の理解の推進

(趣旨)

第三条 都は、性自認（自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。）及び性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。）を理由とする不当な差別の解消（以下「差別解消」

という。)並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るものとする。

(性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第四条 都、都民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(都の責務)

第五条 都は、第三条に規定する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るため、基本計画を定めるとともに、必要な取組を推進するものとする。

2 都は、前項の基本計画を定めるに当たっては、都民等から意見を聴くものとする。

3 都は、国及び区市町村が実施する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の取組について協力するものとする。

(都民の責務)

第六条 都民は、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業活動に関し、差別解消の取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

第三章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(趣旨)

第八条 都は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成二十八年法律第六十八号。以下「法」という。)第四条第二項に基づき、都の実情に応じた施策を講ずることにより、不当な差別的言動(法第二条に規定するものをいう。以下同じ。)の解消を図るものとする。

(定義)

第九条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公の施設 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二の規定に基づき、都条例で設置する施設をいう。

二 表現活動 集団行進及び集団示威運動並びにインターネットによる方法その他手段により行う表現行為をいう。

(啓発等の推進)

第十条 都は、不当な差別的言動を解消するための啓発等を推進するものとする。

(公の施設の利用制限)

第十一条 知事は、公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するため、公の施設の利用制限について基準を定めるものとする。

(拡散防止措置及び公表)

第十二条 知事は、次に掲げる表現活動が不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該表現活動の概要等を公表するものとする。ただし、公表することにより第八条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

一 都の区域内で行われた表現活動

二 都の区域外で行われた表現活動(都の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 都民等に関する表現活動

イ アに掲げる表現活動以外のものであって、都の区域内で行われた表現活動に係る表現の内容を都の区域内に拡散するもの

2 前項の規定による措置及び公表は、都民等の申出又は職権により行うものとする。

3 知事は、第一項の規定による公表を行うに当たっては、当該不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

4 第一項の規定による公表は、インターネットを利用する方法その他知事が認める方法により行うものとする。

(審査会の意見聴取)

第十三条 知事は、前条第一項各号に定める表現活動が不当な差別的言動に該当するおそれがあると認めるとき又は同条第二項の規定による申出があったときは、次に掲げる事項について、審査会の意見を聴かなければならない。ただし、同項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る表現活動が同条第一項各号のいずれにも該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

一 当該表現活動が前条第一項各号のいずれかに該当するものであること。

二 当該表現活動が不当な差別的言動に該当するものであること。

2 知事は、前項ただし書の場合には、速やかに審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は知事に対し、当該報告に係る事項について意見を述べるることができる。

3 知事は、前条第一項の規定による措置又は公表を行うおうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(審査会の設置)

第十四条 前条各項の規定によりその権限に属するものとされた事項について調査審議し、又は報告に対して意見を述べさせるため、知事の附属機関として、審査会を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この章の施行に関する重要な事項について調査審議するとともに、知事に意見を述べるることができる。

(審査会の組織)

第十五条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 審査会の委員は、知事が、学識経験者その他適当と認める者のうちから委嘱する。

3 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審査会の調査審議手続)

第十六条 審査会は、知事又は第十三条第一項若しくは第三項の規定により調査審議の対象となっている表現活動に係る第十二条第二項の規定による申出を行った都民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、前項の表現活動を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第一項の規定による調査を行わせることができる。

(審査会の規定に関する委任)

第十七条 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(表現の自由等への配慮)

第十八条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条から第十三条まで及び第十六条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第十一条から第十三条まで及び第十六条の規定は、前項ただし書に規定する日以後に行われた表現活動について適用する。

三鷹市女性憲章

わたしたちは、個人の尊厳と男女平等を基本理念とし、あらゆる分野へ男女が平等に共同参加し、ともに生きるまちづくりをすすめることによって、平和な社会をつくることを願い、この憲章を定めます。

1. 男女平等教育を家庭、学校、社会のすべての分野で推進します。
2. 男女がともに責任をになう家庭、地域、社会をつくりまします。
3. 差別されずに働く権利がすべての女性に保障される社会をつくりまします。
4. 母性の保護と健康増進がすべての女性に保障される社会をつくりまします。
5. すべての女性が自立して生きることのできる福祉社会をつくりまします。

昭和 63 年 1 月 1 日告示第 1 号

三鷹市男女平等参画条例

平成 18 年 3 月 30 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等参画に関し基本理念を定め、三鷹市（以下「市」という。）、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、男女平等参画に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。
- (3) 男女平等参画 何人も男女の性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野における活動に対等な構成員として共に参画し、責任を分かち合うことをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女平等参画の推進は、次の基本理念に基づき取り組まなければならない。

- (1) 市、市民、事業者等が協働して、何人も男女の性別により差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重される社会を実現すること。
- (2) 社会のあらゆる分野において、何人も男女の性別にかかわらず、対等な構成員として個人の個性と能力を十分に発揮できる社会を実現すること。
- (3) 何人も男女の性別による固定的な役割分担を強制されることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択ができる社会を実現すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を実施するものとする。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら、男女平等参画を推進するものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が行う男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 6 条 事業者等は、その活動を行うに当たって、基本理念に基づき、男女平等参画の推進に努めるものとする。

2 事業者等は、市が行う男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(市、市民及び事業者等の協働)

第 7 条 市、市民及び事業者等は、協働して男女平等参画の推進に努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第 8 条 何人も男女の性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

2 何人もセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境若しくは労働条件を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）又はドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する「配偶者からの暴力」をいう。）等をしてはならない。

(普及広報)

第 9 条 市は、市民及び事業者等の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第 10 条 市は、市民及び事業者等による男女平等参画の推進に関する取組を支援するために必要な施設の環境整備を行うとともに、資料収集、提供等の必要な支援に努めるものとする。

(行動計画)

第 11 条 市長は、基本理念に基づき、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を実施するため、市の男女平等参画に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定する。

2 市長は、行動計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ第 14 条に規定する三鷹市男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、行動計画を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(年次報告)

第 12 条 市長は、男女平等参画の推進状況を明らかにするため、行動計画に定める施策の実施状況を公表するものとする。

(相談員の設置)

第 13 条 市長は、男女平等参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民からの相談を受けるため、男女平等参画に関する専門の相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、前項の規定による相談があった場合において必要と認めるときは、当該相談の関係者から説明を求め、及び当該関係者に対し是正の要望、助言等を行うことを市長に対して意見具申することができる。

3 市長は、前項の規定による意見具申があった場合において必要と認めるときは、当該関係者に対し適切かつ迅速に対応するよう相談員に指示することができる。

4 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、規則で定める。

(三鷹市男女平等参画審議会)

第 14 条 男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、三鷹市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ男女平等参画社会の実現に向け、行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、市長が委嘱する15人以内をもって組織する。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている三鷹市男女平等行動計画は、第11条第1項の規定により策定した行動計画とみなす。

三鷹市男女平等参画相談員及び三鷹市男女平等参画審議会に関する規則

平成18年3月31日規則第36号
改正

平成22年3月31日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市男女平等参画条例(平成18年条例第2号。以下「条例」という。)第13条第5項及び条例第14条第5項の規定に基づき、三鷹市男女平等参画相談員及び三鷹市男女平等参画審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(男女平等参画相談員)

第2条 条例第13条に規定する三鷹市男女平等参画相談員(以下「相談員」という。)は、2人以内とし、男女平等参画について理解及び識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 相談員の任期は、2年とする。

(男女平等参画審議会)

第3条 条例第14条に規定する三鷹市男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 関係する公的機関の職員
- (4) 市民(公募による市民を含む。)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

(定足数及び表決数)

第8条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第9条 会長は、審議に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画部企画経営課において行う。

一部改正〔平成22年規則第24号〕

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第24号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

三鷹市 仕事と生活の調和推進宣言

少子化対策や次世代育成支援を推進していくためには、地域における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる環境が不可欠です。三鷹市は、「平成21年度仕事と生活の調和推進都市」の決定を契機に、基礎自治体の役割を深く認識し、市民一人ひとりが自らの仕事と生活の調和のあり方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たせるよう、仕事と生活の調和を推進する事業に積極的に取り組むことを宣言します。

平成22年3月3日

三鷹市

三鷹市 生活と仕事の調和推進宣言

全ての人びとがいまいきと豊かに生活するためには、地域における生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)が実現できる環境が不可欠です。三鷹市は、「平成21年度仕事と生活の調和宣言都市」の決定を契機に、基礎自治体の役割を深く認識し、市民一人ひとりが自らの生活と仕事の調和のあり方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たせるよう、生活と仕事の調和を推進する事業に積極的に取り組むことを宣言します。

平成22年3月3日

平成28年10月12日 一部変更

三鷹市

第4次三鷹市基本計画（第2次改定）抜粋

第3 男女平等参画社会の実現

<施策の方向>

性別等に関わらず個人としてだれもが尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女平等参画社会の実現をめざします。

性別等に関わらず個人としてだれもが尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、女性だけでなく、男性にとっても生きやすい社会をつくることにつながる重要な課題です。三鷹市では、昭和60年に「三鷹市婦人行動計画」、昭和63年に「三鷹市女性憲章」を策定するなど、男女平等参画に向けて取り組みを進め、平成18年に「男女平等参画条例」を制定、平成24年に同条例に基づく行動計画として「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」を策定し、同計画に基づき事業等を展開していますが、固定的性別役割分担意識が根強く残るなど、男女平等参画社会の実現に向けてさらなる取り組みが必要です。

ライフ・ワーク・バランスの実現に向けては、平成21年度の「仕事と生活の調和宣言都市」の決定を契機に、ライフ・ワーク・バランス推進に積極的に取り組み、平成29年度からは「三鷹版働き方改革応援事業」などを実施しています。引き続き、家庭・地域生活・仕事の調和と好循環をめざし、市全体でライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組みを推進していきます。

配偶者等からの暴力については、近年、子どもへの暴力につながる案件が多く報告されていることから、児童虐待防止の観点からも、早期発見・早期解決に向けた取り組みは喫緊の課題となっています。

また、多様な性のあり方については、社会的な認識が高まっているものの、いじめや差別等の対象になることがあります。性別等に関わらず個人として誰もが尊重されるよう、一人ひとりの理解促進に向けて普及啓発に取り組む必要があります。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合	38.8%	36.1%	36.6%	50.0%

<関連する個別計画>

- ・男女平等参画のための三鷹市行動計画

<主要事業>

<p>1 男女平等参画に関する市民意識の向上</p>	<p>企画部</p>
<p>市の男女平等参画社会の実現に向けた重要な指針である「男女平等参画条例」が広く普及するよう各種事業での啓発に取り組むなど、男女平等参画に関する市民意識の向上を図ります。引き続き広く周知を図るとともに、若い世代にも関心を持ってもらえるよう、SNSの活用をはじめ、啓発誌等のあり方や新たな方法の検討など、啓発手段等を総合的に検討し、さらなる普及・啓発を図ります。</p>	
<p>2 配偶者等からの暴力や男女平等参画を阻害するさまざまな暴力の防止と被害者支援の推進</p>	<p>企画部・総務部 子ども政策部 教育部</p>
<p>配偶者等からの暴力について、早期発見・早期解決に向けて、相談体制の充実と関係機関とのさらなる連携強化を図ります。あわせて、子どもへの暴力につながる案件も多いことから、児童虐待防止対応との連携を強化し、被害者の迅速な安全確保に取り組めます。加えて、配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であるなど、正しい理解の促進や未然防止に向けた啓発に取り組めます。</p> <p>また、市民・事業者、市職員・教員に対し、機会を捉えて、男女平等参画を阻害する暴力のひとつであるセクシュアルハラスメントなどのハラスメントに関する講座及び研修等を行うなど、暴力防止の啓発に取り組めます。</p>	
<p>3 人権としての性の尊重</p>	<p>企画部・教育部</p>
<p>性別等に関わらず個人として誰もが尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に向けて、性を広く人権のひとつとして尊重する視点に立ち、LGBT（注1）をはじめとした多様な性に関する正しい理解を深められるよう、普及啓発や人権教育に取り組めます。あわせて、悩みを抱えている人が相談しやすい環境づくりに取り組めます。</p>	
<p>（注1）LGBT：レズビアン（L）ゲイ（G）バイセクシュアル（B）トランスジェンダー（T）などの性的マイノリティの総称のひとつ</p>	
<p>4 男女平等参画に関する相談窓口の充実</p>	<p>企画部・総務部 子ども政策部</p>
<p>こころの相談事業（こころの相談室、こころの相談ダイヤル）や男女平等参画相談員を引き続き実施するとともに、婦人相談員や心のなやみ相談をはじめとする一般相談及び専門相談など、相談者のニーズに合わせた窓口で対応できるよう、市の相談窓口のさらなる周知と連携強化を図ります。また、人権としての性の尊重の観点から、こころの相談事業について、男性相談を導入するとともに、性別等に関わらない相談事業についても検討します。</p>	

5 ライフ・ワーク・バランスのさらなる推進	企画部 生活環境部
<p>三鷹市内の企業が自主的に働き方改革を推進する契機となるよう、働き方改革支援者の派遣支援を引き続き進めるとともに、働き方改革に取り組む企業の認定制度を創設するなどの環境整備に取り組めます。あわせて、啓発活動を積極的に行い、事業者・従業員、市民がライフ・ワーク・バランスの効果を享受し、誰もが働きやすく、個々のライフスタイルにあったさまざまな働き方を選択できるよう、コワーキングスペース（注1）やサテライトオフィス（注2）の活用を進めます。また、男性が家庭生活や地域活動へ参加しやすくなるよう、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発に取り組むとともに、地域活動に関する情報提供の充実を図ります。</p> <p>なお、関連する個別計画である「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第2次改定）」に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に定める「三鷹市女性活躍推進計画」を策定し、同行動計画に位置付け、市全体のライフ・ワーク・バランスの実現に向けて、より体系的かつ積極的に取り組めます。</p>	

（注1）コワーキングスペース：共同利用型の仕事環境を実現するために用いられる場所

（注2）サテライトオフィス：企業本社や団体の本部から離れたところに設置されたオフィス

6 ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた市の率先行動	総務部・教育部
<p>「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画（後期計画）」に基づき、時間外勤務の縮減や有給休暇等取得率の増加、男性職員の育児休業等取得促進など、市職員のライフ・ワーク・バランスを推進します。さらに、女性職員の昇任意欲の喚起や積極的な登用・配置、出産・育児等によるキャリアロスを生じさせない制度整備等の取り組みを進めます。</p> <p>また、「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、教職員のライフ・ワーク・バランスの実現をめざします。</p>	

「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」第2次改定の経過

第2次改定にあたっては、「男女平等参画条例」第11条及び第14条の規定に基づき、「男女平等参画相談員及び三鷹市男女平等参画審議会に関する規則」第3条に掲げる構成員をもって構成する、男女平等参画審議会の意見を聴くとともに、別途実施したパブリックコメントを通じて寄せられた市民意見等も踏まえて改定しました。

計画改定までの経過は、下記のとおりです。

実施日	内容
【平成30年度】	
平成31（2019）年2月21日	平成30年度第2回男女平等参画審議会 ・「三鷹を考える論点データ集2018」掲載項目へのご意見等について
【令和元年度】	
令和元（2019）年7月25日	令和元年度第1回男女平等参画審議会 ・「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022（第1次改定）」中期計画期間取り組み状況について ・「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022（第2次改定）」について
令和元（2019）年11月14日	令和元年度第2回男女平等参画審議会 ・「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022（第2次改定）」について ・「第4次三鷹市基本計画（第2次改定）」について
令和元（2019）年11月21日	LGBT当事者とのヒアリング
令和元（2019）年12月26日	男女平等参画のための三鷹市行動計画2022 第2次改定（案）確定
令和2（2020）年1月14日～ 2月3日	男女平等参画のための三鷹市行動計画2022 第2次改定（案）に対するパブリックコメント実施
令和2（2020）年2月18日	令和元年度第3回男女平等参画審議会（諮問・答申） ・「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022（第2次改定）最終案」について ・パブリックコメントの結果について

男女平等参画の主な動き

1 国際的動向（国際連合関係）

国際的には、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」以来、女子差別撤廃、女性の地位向上、女性に対する暴力の防止など、女性の人権・健康等を保障する社会の実現に向けた取り組みを進めてきています。

年	主な出来事
昭和50（1975）年	「国際婦人年」 「国際婦人年世界会議」（メキシコシティ） 「国連婦人の10年」（1976年～1985年）国連総会
昭和54（1979）年	「女子差別撤廃条約」採択
昭和55（1980）年	「国連婦人の10年の中間年・1980年世界会議」（コペンハーゲン）
昭和60（1985）年	「国連婦人の10年」最終年・「第3回世界婦人会議」（ナイロビ）
平成4（1992）年	地球サミット「国連環境開発会議」
平成5（1993）年	「世界人権会議」（ウィーン）
平成6（1994）年	「国際人口・開発会議」（カイロ）
平成7（1995）年	「第4回世界女性会議」（北京）
平成10（1998）年	APEC女性問題担当大臣会合（マニラ）
平成12（2000）年	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）
平成14（2002）年	APEC第2回女性問題担当大臣会合（グアダラハラ）
平成17（2005）年	第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）（ニューヨーク）
平成18（2006）年	東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）
平成19（2007）年	第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合（ニューデリー）
平成21（2009）年	第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合（ソウル）
平成23（2011）年	第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合（シエムリアップ） ジェンダーと平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）設立
平成24（2012）年	第1回女性に関するASEAN閣僚級会合（ラオス）
平成25（2013）年	第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合（北京）
平成26（2014）年	第6回東アジア家族に関する大臣フォーラム（ソウル）
平成27（2015）年	UN Women日本事務所開設 「国連持続可能な開発サミット」 「持続可能な開発目標（SDGs）採択

平成 28 (2016) 年	第 1 回東アジア家族・男女共同参画担当大臣フォーラム (バンコク)
令和元 (2019) 年	G 7 男女共同参画担当大臣会合 2019 (パリ) 「男女平等に関するパリ宣言」

2 国の動向

国においては、国際的な動向に対応しながら法制度の整備及び計画の策定等を進めてきています。

年	主な出来事
昭和 50 (1975) 年	婦人問題企画推進本部設置
昭和 52 (1977) 年	「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館
昭和 60 (1985) 年	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准
昭和 62 (1987) 年	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
平成 3 (1991) 年	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画 (第 1 次改定)」策定 「育児休業法」公布
平成 6 (1994) 年	男女共同参画室設置 (総理府) 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置
平成 7 (1995) 年	「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化) ILO 156 号条約 (家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約) 批准
平成 8 (1996) 年	「男女共同参画 2000 年プラン」策定
平成 9 (1997) 年	「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布
平成 11 (1999) 年	「男女共同参画社会基本法」公布・施行
平成 12 (2000) 年	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」公布
平成 13 (2001) 年	男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「育児休業法」改正 「配偶者暴力防止法」公布・施行
平成 14 (2002) 年	「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定

	「少子化社会対策基本法」公布・施行 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行
平成 16 (2004) 年	「配偶者暴力防止法」改正・同法に基づく基本方針の策定
平成 17 (2005) 年	「第 2 次男女共同参画基本計画」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」決定
平成 18 (2006) 年	「男女雇用機会均等法」改正
平成 19 (2007) 年	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「配偶者暴力防止法」改正
平成 20 (2008) 年	「次世代育成支援対策推進法」改正
平成 21 (2009) 年	「育児・介護休業法」改正
平成 22 (2010) 年	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定
平成 24 (2012) 年	「女性の活躍推進による経済活性化行動計画」策定
平成 25 (2013) 年	「配偶者暴力防止法」改正
平成 27 (2015) 年	「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 (以降、毎年策定) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定
平成 28 (2016) 年	「育児・介護休業法」改正 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行
平成 29 (2017) 年	「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「ストーカー規制法」 「刑法」改正
平成 30 (2018) 年	「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行
令和元 (2019) 年	「労働施策総合推進法」改正 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」施行

3 東京都の動向

東京都においては、国内外の動向に対応し、条例の制定及び行動計画等の策定を進め、具体的な施策・事業を進めてきています。

年	主な出来事
昭和 51 (1976) 年	都民生活局婦人計画課設置
昭和 53 (1978) 年	「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定
昭和 58 (1983) 年	「婦人問題解決のための新東京都行動計画 男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定
平成 3 (1991) 年	「女性問題解決のための東京都行動計画 21 世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定
平成 7 (1995) 年	東京ウィメンズプラザ開館
平成 10 (1998) 年	「男女平等推進のための東京都行動計画 男女が平等に参画するまち東京プラン」策定
平成 12 (2000) 年	「東京都男女平等参画基本条例」制定・施行
平成 14 (2002) 年	「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」策定
平成 18 (2006) 年	「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定
平成 19 (2007) 年	「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2007」策定
平成 21 (2009) 年	「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定
平成 24 (2012) 年	「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」策定 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定
平成 28 (2016) 年	「東京都女性活躍推進白書」策定
平成 29 (2017) 年	「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 (「東京都女性活躍推進計画」の策定及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定)
平成 30 (2018) 年	「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」策定
平成 31 (2019) 年	「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行 「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定

4 三鷹市の動向

市においては、昭和 63（1988）年に全国に先駆けて「女性憲章」を制定して以来、市の基本構想、基本計画、行動計画において男女平等参画社会の実現を掲げ、平成 18（2006）年に「男女平等参画条例」を制定し、具体的な施策・事業を市民、市内関連団体等と協働で進めてきています。

年	主な出来事
昭和 56（1981）年	「女性問題懇談会」発足
昭和 60（1985）年	「婦人行動計画」策定
昭和 63（1988）年	「女性憲章」制定
平成 4（1992）年	「女性行動計画」策定 女性施策推進担当組織（平和・女性・国際化推進係）の設置
平成 5（1993）年	「女性交流室」設置 男女平等参画啓発誌「コーヒー入れて！」創刊 「男女平等行動計画推進連絡会議設置要綱」制定・施行
平成 7（1995）年	「女性のためのこころの相談」開始 (現在の名称は「こころの相談室」)
平成 8（1996）年	「みたか女性フォーラム」開始
平成 9（1997）年	「女性行動計画」改定 「職員旧姓使用取扱要綱」制定・施行
平成 14（2002）年	「女性交流室」移転
平成 15（2003）年	「男女平等行動計画」策定
平成 17（2005）年	「自治基本条例」制定・施行
平成 18（2006）年	「男女平等参画条例」制定・施行 「市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」制定・施行
平成 22（2010）年	「仕事と生活の調和推進宣言」制定
平成 24（2012）年	「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」策定
平成 25（2013）年	「男女平等参画情報提供コーナー」開設
平成 28（2016）年	「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」第 1 次改定 「女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画 前期計画」策定
平成 29（2017）年	「市内企業・事業所および従業員のライフ・ワーク・バランスに関する意識・実態調査」実施 「働き方改革応援事業」開始 「こころの相談ダイヤル」開設

平成 30 (2018) 年	「三鷹市立学校における働き方改革プラン」策定 「三鷹市職員の働き方改革推進基本方針」策定
令和 2 (2020) 年	「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」第 2 次改定 「女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画 後期計画」策定

男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第2次改定）
令和2年3月

発行 三鷹市
三鷹市野崎1-1-1
法人番号：8000020132047
作成 三鷹市企画部企画経営課
平和・女性・国際化推進係
電話 0422(45)1151（内線2115・2116）